

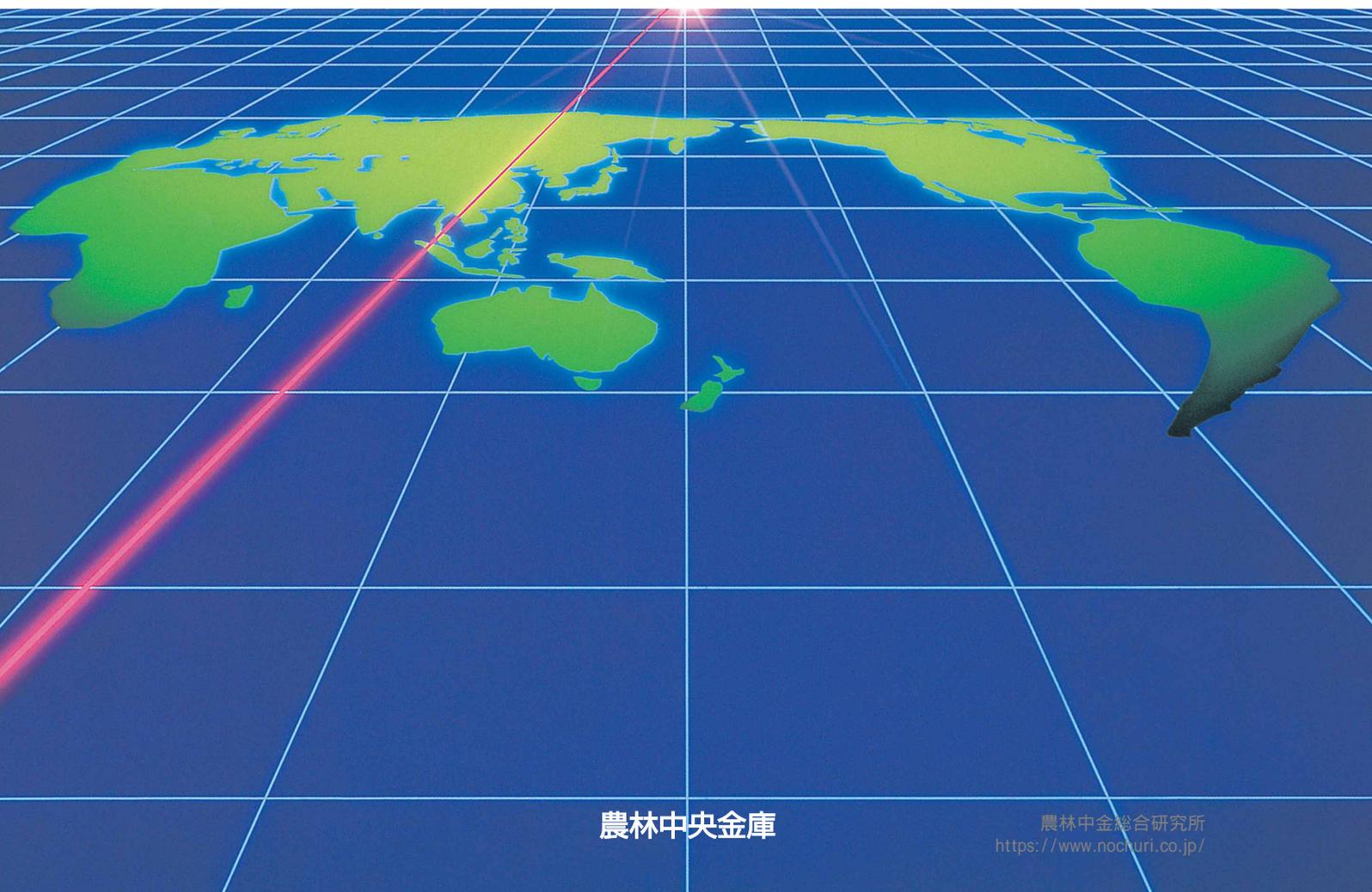
農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020 **10** OCTOBER

国産材時代へ向けた森林組合の変容

- 森林組合の経営は過去10年でいかに変化したか
- 森林組合の雇用労働者に関する定量的評価



農林水産業間の比較と森林組合アンケート調査の活用

農中総研は農・林・水産業すべてを調査研究の対象としているため、これら3部門の共通点や相違点に触れる機会がある。過去数十年間の農林水産業の推移は共通点が多い。輸入への依存、生産量の縮小、農林漁家の高齢化などである。その一方、近年の林業にはほかにない前向きな動きもあり、農業部門を研究する筆者から見ると大変興味深い。

例えば木材自給率は過去20年間上昇が続いている。これは国内需要量と輸入が縮小した一方、生産量は緩やかな拡大が続いているためである。その背景には、少子高齢化と景気変動や、伐期の到来を見越して2000年代前半から国産材の供給と利用を拡大する施策を整えてきたこと、そして国際市場において中国の輸入拡大により木材需給が締まってきたことがある。

もう一つ、森林組合の林業労働者は若返りが進んでいる。「緑の雇用」などの施策や若者世代の意識変化によるものではないかという。林業では林家に代わって森林組合などの事業者が林業労働の多くを担っており、農家・漁家が自ら従事するのが普通である農業・漁業とは事情が異なるとはいえ、農業者・漁業者の高齢化と対比すると気になる動きである。

また、最近の制度改正においては、森林組合法の改正で森林組合系統組織の要請を反映して組合間の連携方法を拡充したこと（多田による第4論文）、あるいは森林環境譲与税を導入したことなど、農漁業とは異なる動きが見られる。

本号は2年ぶりの林業特集である。収めた4本の論文はいずれも森林組合を扱っており、その対象には上述した林業の特徴的な動きと密接に関わる分野が含まれる。うち3本はいずれも第32回森林組合アンケート調査を利用している。この調査は農中総研（第29回以前は農村金融研究会）が100組合程度の森林組合を対象として毎年継続的に実施しているものである。対象組合には若干の入れ替わりがあるものの、大多数は継続的に参加しているためサンプルにはおおむね連続性がある。これまで本誌では毎回の主要な調査結果を掲載してきたが、本号では新たな試みとして、さらに踏み込んだ分析を加えた。

安藤による第3論文は今回調査の結果概要である。おもな調査項目は①19年度から開始された森林経営管理制度および森林環境譲与税にかかる取組みの進捗状況と、②職員の採用・定着状況である。

ほかの2本の論文は、より踏み込んだ分析を行っている。

安藤の第1論文は10年間のパネルデータを用いた再集計により、森林組合経営の変化を跡付けている。森林組合の収益源の変化（販売事業の割合拡大）などについて組合員数階層別や経営類型別の詳細を確認した。森林組合アンケート調査のパネルデータを用いた分析結果を公表するのはこれが初めてである。

多田の第2論文は、林野庁の森林組合統計と組み合わせることにより分析課題を明確化した。森林組合の雇用労働者について06年度以降の就業実態を整理したうえで、雇用労働者の定着に向けた森林組合の各種施策を比較し、そのうち労働安全対策と月給制がいずれも雇用労働者の定着と有意な相関のあることを明らかにしている。

（株）農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 平澤明彦・ひらさわ あきひこ

今月のテーマ

国産材時代へ向けた森林組合の変容

今月の窓

農林水産業間の比較と
森林組合アンケート調査の活用

(株)農林中金総合研究所 取締役基礎研究部長 平澤明彦

森林組合アンケート調査の財務時系列分析

森林組合の経営は過去10年でいかに変化したか

安藤範親 — 2

就業実態の変化と定着に向けた取組みに着目して

森林組合の雇用労働者に関する定量的評価

多田忠義 — 15

森林経営管理制度への対応と職員の採用・定着状況
——第32回森林組合アンケート調査結果から——

安藤範親 — 28

情
勢

森林組合法の改正
——背景と論点——

多田忠義 — 36

談話室

戦後林政の転換と地域公有林論の構築

一般財団法人 林業経済研究所 理事・フェロー研究員

志賀和人 — 26

本
棚

村田 武 著
『家族農業は「合理的農業」の担い手たりうるか』

河原林孝由基 — 44

統計資料 — 46

本誌において個人名による掲載文のうち意見に
わたる部分は、筆者の個人見解である。

森林組合の経営は過去10年で いかに変化したか

—森林組合アンケート調査の財務時系列分析—

主事研究員 安藤範親

〔要 旨〕

森林組合の経営は過去10年間でどのように変化したのだろうか。当社では、毎年森林組合へのアンケート調査を実施している。第23回（2010年度）から第32回（19年度）までの結果から10年間継続してデータが取得可能な全国72の森林組合を対象に、販売、加工、森林整備の3事業の収益や利益率がどの程度変化しているかを組合員数別および収益構成の特徴別に類型化し分析した。

その結果、いずれの類型においても、森林組合の利益獲得に最も貢献している森林整備事業の収益が減少傾向にあった。一方で、素材生産量の拡大により販売事業の収益が高まっていた。木材需要や木材価格は経済変動に伴って変化する。販売事業の収益構成比に占める割合の高まりは、森林組合の経営を景気の影響を受けやすい体質に変容させている。

目 次

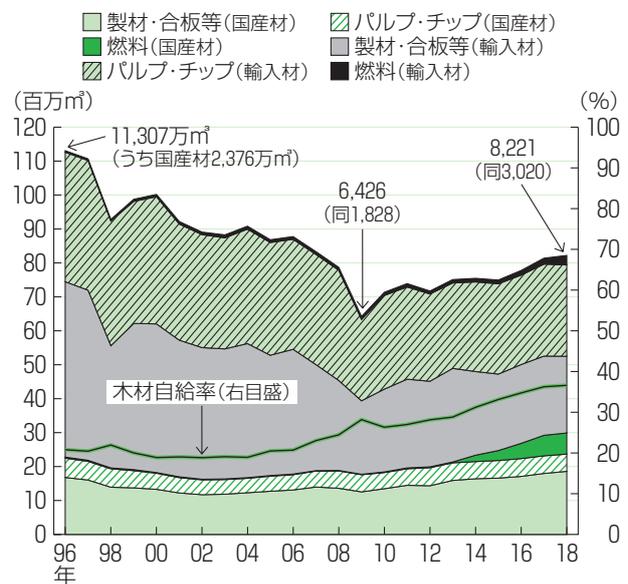
- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 森林組合を取り巻く環境の変化 | (2) 利益率の動向 |
| 2 販売、加工、森林整備事業の動向 | —組合員数の多い組合ほど管理費率が高い— |
| (1) 分析対象組合の概況 | 4 特徴別にみた販売、加工、森林整備事業の動向 |
| (2) 収益の動向 | (1) 収益の動向 |
| —販売と加工が増加傾向— | —素材生産移行型で収益が拡大— |
| (3) 利益率の動向 | (2) 利益率の動向 |
| —営業利益率は2%前後— | —営業利益率は加工未実施型で高い— |
| 3 組合員数別にみた販売、加工、森林整備事業の動向 | (3) 総括 |
| (1) 収益の動向 | おわりに |
| —規模の大きな組合で販売が伸び悩み— | (1) 不安定さの増す組合経営 |
| | (2) コロナ禍の経営継続には支援が必要 |

1 森林組合を取り巻く環境の変化

戦後に造林されたスギやヒノキが成長し、これらの森林資源は主伐期である50年生を超え、本格的な利用期を迎えている。ここ十数年は、これらの森林資源の利活用を推進する各種政策が実施されてきた。そのこともあり、国産材時代が到来しつつある。例えば、2001年に制定された森林・林業基本法に基づいて、04年から10年にかけて国産材の大量生産・大量流通を促進する施策が推進され、国産材を供給・利用するためのインフラが整えられてきた。これに加え、09年の政府の緊急雇用対策を受けて、森林・林業再生プランが作成され、路網整備の加速化や森林施業プランナー等の人材育成が推進された。また、11年の森林管理・環境保全直接支払制度や12年の森林経営計画制度の開始により、国産材の増産に向けてこれまでの切り捨て間伐による森林整備から搬出間伐による素材生産へと転換が進められている。こうした取組みもあり、国産材の自給率は09年の28.2%から18年の36.6%にまで10年間で8.4ポイント上昇している（第1図）。

以上のような供給体制の整備に対し、木材需要は景気に応じて変動し、林業に直接、間接的な影響を及ぼしてきた。確かに、傾向的にみれば、木材需要は08年のリーマンショック後の09年を底に緩やかな回復基調にあるものの、11年の東日本大震災では一

第1図 木材需要量(用材)の推移



資料 林野庁「木材需給表」

時的に低迷し、14年以降のアベノミクスによる景気拡大期も、同年の消費税増税により木材需要は16年まで足踏み状態となるなどした。

それでも、10年以降は、住宅ローン減税の拡充や住宅取得等資金の贈与を受けた場合に非課税となる特例など住宅を取得しやすくする政策の実施等により、住宅着工の減少がひとまず落ち着いた。また、12年には固定価格買取制度 (FIT) が始まり、その後木質バイオマス発電向けの燃料供給が活発になっている (安藤 (2017))。

需給の変動はありながらも国産材の増産による森林の適正な整備・保全を進めるなかで、改めて森林組合が果たすべき役割が注目されている。なぜなら、造林・保育に加えて素材生産による販売活動の一層の活発化により、国産材増産に対応した地域林業の中核的担い手として森林組合が活躍する

ことが期待されているからである。

本稿の目的は、森林組合の経営が、大きな環境変化のなかにあった過去10年の間に、どのように変化したかを明らかにすることである。これまでの森林組合システムの経営状況を把握することによって、これからの森林組合システムが目指すべき姿を考えるための一助になればと思う。

当社では、森林組合の経営の動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合システムの今後の事業展開に資するため、毎年「森林組合アンケート調査」を実施しており、その一環として財務状況を毎回調べている。そこで、第23回調査（10年度）から第32回調査（19年度）まで10年間継続してデータが利用可能な全国72の森林組合^(注1)を対象に、財務状況から森林組合の経営の動向を捉えたい^(注2)。なお、アンケートから10年間連続して取得可能な財務データ（09～18年度の値）は、損益計算書のうち一般事業（指導、販売、加工、森林整備）の事業別の収益（取扱高）・総利益、経常利益である。

以下では、販売、加工、森林整備の3事業^(注3)の収益や利益率がどの程度変化しているかを類型化し分析することで、過去10年間の事業・経営の動向を把握する。

(注1) 過去10年の間に合併した組合を除く。

(注2) 森林組合の経営資料としては、貸借対照表や損益計算書、利益処分などの財務諸表がある。その財務データは、農林水産省の森林組合統計から取得可能ではあるが、公表されているデータは全国の合計値であり、組合の規模や事業内容別に類型化して分析することは難しい。本稿では、アンケートから得られた個票データを生かして組合の類型化を試みる。

(注3) 森林組合の一般事業は主に指導、販売、加

工、森林整備の4事業に分けられる。それぞれの事業内容は、指導が森林の経営指導や組合員の教育および情報の提供など、販売が林産物・環境緑化木等の販売など、加工が林産物等の加工および販売など、森林整備が森林造成、病害虫防除、労働安全衛生、苗木等の物資販売などである。ただし、指導の収益が4つの事業に占める割合は、1%未満と非常に小さいため分析対象から除いた。

2 販売、加工、森林整備事業の動向

(1) 分析対象組合の概況

分析対象となる72組合（以下「対象組合」という）の規模を示す各種指標の単純平均値は（第1表）、18年の全国617組合（以下「全国組合」という）と比べて、組合員所有林面積、組合員数、内勤職員数がそれぞれ1.5倍、直接雇用現業職員数が1.6倍、素材生産量が2.5倍である。全国と比べて組合の規模が大きい点に注意して事業動向をみる必要がある。

(2) 収益の動向

—販売と加工が増加傾向—

対象組合について、過去10年間における

第1表 1組合あたりの対象概況と全国組合対比(2018年)

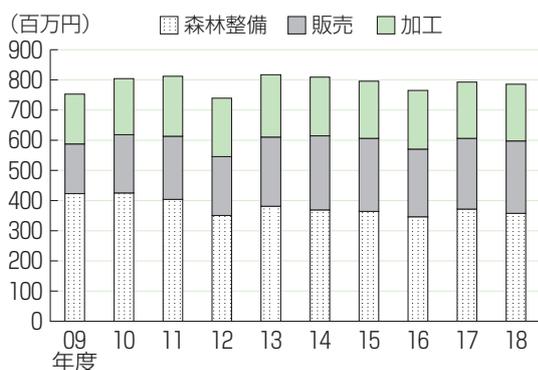
	対象72組合 平均(a)	全国617組合 平均(b)	a/b
管内森林面積	50,086	39,913	1.3
組合員所有林	25,245	17,073	1.5
組合員数	3,478	2,342	1.5
内勤職員数	17	11	1.5
直接雇用現業職員数	39	25	1.6
素材生産量	26,343	10,555	2.5

資料 全国617組合は林野庁「平成30年度森林組合統計」
(注) 直接雇用現業職員数は、組合雇用労働者数(事務員を除く)。平均値は、調査票提出組合数で除した数値。

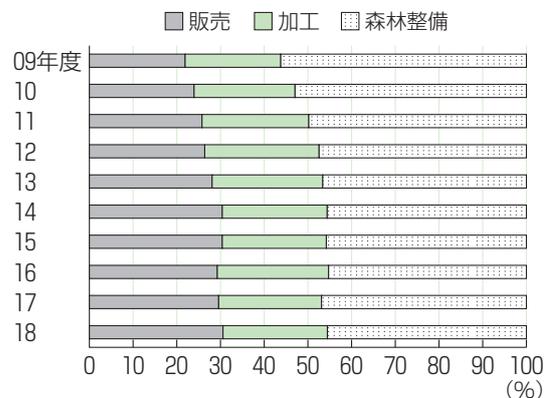
1組合あたりの3事業の収益動向をみると(第2図)、7億円台半ば～8億円台前半とおおむね横ばいで推移している。09年度、12年度、16年度の収益が低いのは、リーマンショックや東日本大震災のほか、消費税増税などに伴う国内景気の停滞が背景にあるとみられる。収益動向のうち森林整備が09年度の4億2千万円から18年度の3億6千万円へと15%減少した一方、販売が09年度の1億6千万円から18年度の2億4千万円へと46%増加し、加工が09年度の1億6千万円から18年度の1億9千万円へと14%増加している。森林整備が減少傾向にある一方で、販売と加工が増加傾向にある。

また、3事業の収益構成比について、対象組合(第3図)と全国組合(第4図)を比較してみると、対象組合の加工の割合が全国組合よりも1割ほど高い一方で、森林整備の割合が1割ほど低い。構成比の推移をみると、対象組合で09年度56%と過半を占めていた森林整備が18年度46%へと1割縮小した一方で、09年度22%であった販売が18年度31%へと1割弱拡大している。加工

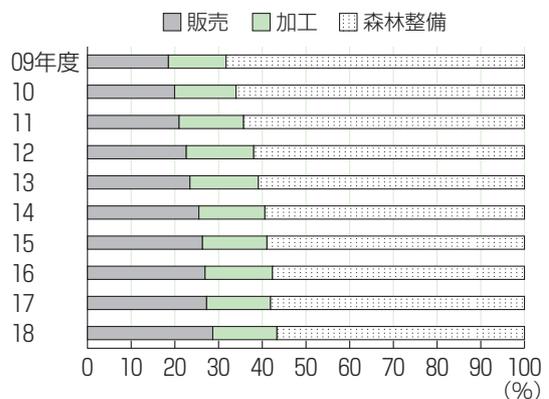
第2図 対象組合の3事業の収益の推移
(1組合あたり)



第3図 対象組合の3事業の収益構成



第4図 全国組合の3事業の収益構成



は09年度22%から18年度24%へと若干拡大した。組合経営の主軸が森林整備にあることには変わりはないものの、近年は、販売が経営の支えとなりつつある。

なお、全国組合も同様に森林整備の構成比がこの10年で68%から57%へ1割強縮小した一方で、販売が19%から29%へ1割拡大している。全国組合は販売の拡大が継続しているが、対象組合は販売が14年度以降伸び悩んでいる。全国組合と比べて対象組合は、素材生産量が2.5倍と多く、地域内でこれ以上の生産拡大は容易でないことが背景にあると考えられる。

(3) 利益率の動向

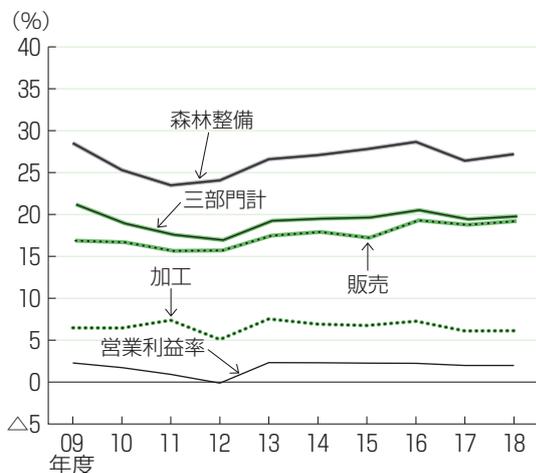
—営業利益率は2%前後—

対象組合について、3事業のうちどの事業が組合の利益に貢献しているかを明らかにするために、事業別の粗利益率（事業別の事業総利益／事業別の収益）を確認する。また、採算の取れた事業を行うことができたかどうかを確認するために、事業収益事業利益率（事業利益／事業総収益。一般会社の売上高営業利益率に該当、以下「営業利益率」という）を確認する（第5図）。

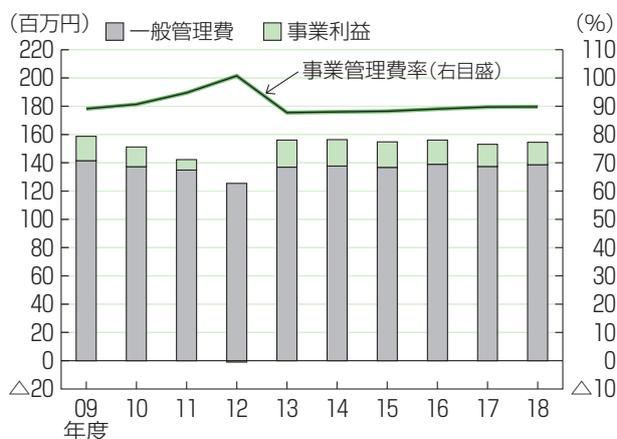
粗利益率は森林整備が最も高く24～29%の間で推移している。次いで販売が16～19%、加工が5～8%の間で推移している。造林補助事業などの公共事業と関連の深い森林整備の粗利益率が3割弱と最も高く森林組合の粗利益に貢献している。一方で、加工の粗利益率が1割を切っており、粗利が十分に確保されていない。ただし、製材工場などの経営は地域に貴重な雇用の場を提供しており、地域経済を支えている。

次に、営業利益率は12年度に東日本大震

第5図 3事業の粗利益率と営業利益率の推移



第6図 事業総利益に占める事業利益と事業管理費の推移(1組合あたり)



災の影響で△0.1%とマイナスに転じたものの、おおむね2%前後で推移している。経済産業省の企業活動基本調査によると、調査対象業種の売上高営業利益率は3%前後で推移しており、林業はその他産業の平均値より低く、卸売業と同水準である。営業利益率の低さの背景には、事業管理費の高さがあり、その事業管理費率（事業管理費／事業総利益）は90%前後である（第6図）。事業管理費には、人件費や事務費、会議等の業務費のほか、高性能林業機械の減価償却費を含む施設費などがある。

3 組合員数別にみた販売、加工、森林整備事業の動向

(1) 収益の動向

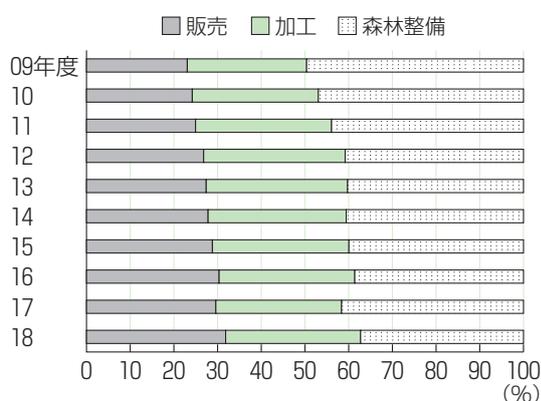
—規模の大きな組合で販売が伸び悩み—

対象組合を組合員数2千人未満、2千人以上4千人未満、4千人以上に3分類し、その収益動向を確認する。1組合あたりの

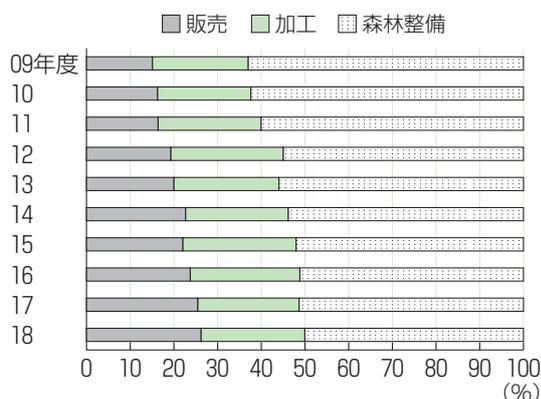
3事業の収益動向は、2千人未満が5億円前後、2千人以上4千人未満が7億円前後、4千人以上が11億円前後となりおおむね横ばいの推移であった。

3事業の収益構成比について組合員数別にみると（第7～9図）、加工の割合が2千人以上4千人未満と4千人以上で20%台前半であるのに対し、2千人未満で30%前後と最も高く、比較的規模の小さな組合で加工の収益割合が高い。次に、構成比の推移をみると、いずれの規模においても森林整備が縮小傾向にある一方で、販売が拡大している。ただし、4千人以上のみ販売が14

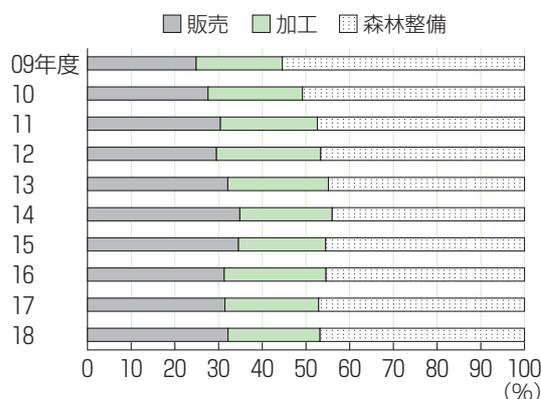
第7図 対象組合の3事業の収益構成 (2千人未満)



第8図 対象組合の3事業の収益構成 (2千人以上4千人未満)



第9図 対象組合の3事業の収益構成 (4千人以上)



年度以降伸び悩んでいる。前述のとおり、分析期間中は3分類のいずれも3事業合計の収益が横ばいであり、対象組合全体で販売が14年度以降伸び悩んでいた。したがって、規模別にみて明らかになったことは、4千人以上と比較的規模の大きな組合の販売の収益の伸び悩みが全体の動きに影響を及ぼしているということである。生産拡大が容易でない背景には、4千人以上の組合員1人あたりの森林所有面積は全国組合の0.7倍と小さい一方で、1組合あたりの素材生産量がすでに全国組合の3.5倍と大きいことなどがある。

(注4) 各分類の組合数と組合員所有森林面積は、組合員数2千人未満が25組合で1組合あたり1万2千ha（組合員1人あたり12ha）、2千人以上4千人未満が20組合で同2万5千ha（同8ha）、4千人以上が27組合で同3万4千ha（同5ha）である。なお、全国組合は同1万7千ha（同7ha）である。

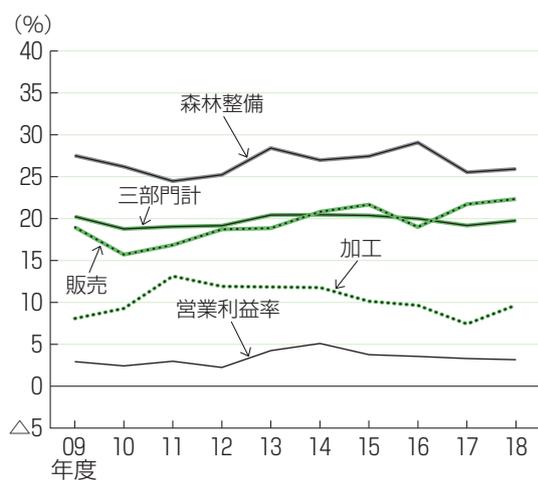
(2) 利益率の動向

—組合員数の多い組合ほど管理費率が高い—

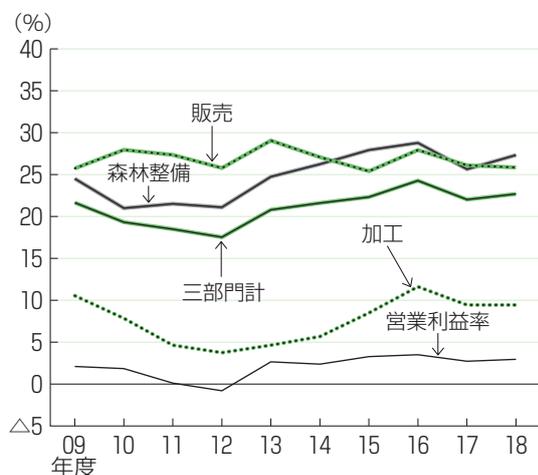
対象組合の事業別粗利益率と営業利益率

について組合員数別に確認する（第10～12図）。森林整備の粗利益率は、いずれの規模においてもおおむね20～30%の間で推移しており、大きな差はない。一方、販売は2千人未満が20%前後、2千人以上4千人未満が20%台後半、4千人以上が15%前後で推移しており、2千人以上4千人未満が最も粗利益率が高い。対象組合全体の販売の粗利益率は16～19%で推移していたことから、組合員数が4千人以上の組合が平均を

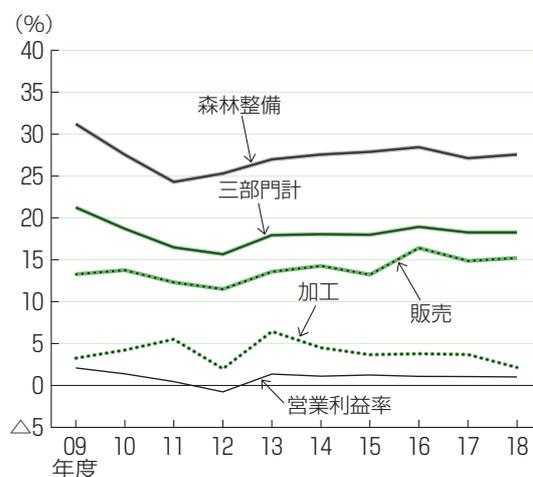
第10図 3事業の粗利益率と営業利益率の推移 (2千人未満)



第11図 3事業の粗利益率と営業利益率の推移 (2千人以上4千人未満)



第12図 3事業の粗利益率と営業利益率の推移 (4千人以上)



引き下げていることがわかる。

また、加工は2千人未満が10%前後、2千人以上4千人未満が8%前後、4千人以上が4%前後で推移しており、2千人未満が最も粗利益率が高い。

営業利益率は、2千人未満が2～5%、2千人以上4千人未満が2%前後、4千人以上が1%前後で推移しており、規模が小さいほど営業利益率が高い。対象組合全体の営業利益率は2%前後で推移していたことから、組合員数が4千人以上の組合が平均を引き下げていることがわかる。

なお、事業管理費率は、2千人未満が82%前後、2千人以上4千人未満が90%前後、4千人以上が95%前後で推移しており、規模が大きいほど事業管理費率が高い。組合員数が多く経営規模は拡大したが、事業管理費率の減少に結びついておらず、かえって費用が掛かる形となっている。

4 特徴別にみた販売、加工、森林整備事業の動向

(1) 収益の動向

—素材生産移行型で収益が拡大—

対象組合を収益構成の特徴別に加工実施型、加工未実施型、森林整備中心型、素材生産移行型^(注5)に4分類し、それぞれの収益動向を確認する。1組合あたりの3事業の過去10年の収益動向は、加工実施型が12億円前後、加工未実施型が3億円弱でおおむね横ばいであった。対象組合全体の収益平均8億円弱に対して、加工実施型の収益は大きく、加工未実施型の収益は小さい。加工未実施型の1組合あたりの収益は、販売で1億円、森林整備で2億円弱と小さい。収益規模の小さな組合が、加工に取り組んでいない。

なお、森林整備中心型の収益は09年度の5億2千万円から18年度の4億8千万円へと8%減少した一方、素材生産移行型は09年度の6億4千万円から18年度の7億2千万円へと12%増加した。森林整備中心型は、森林整備の減少傾向が収益全体に影響している。素材生産移行型は、森林整備が減少傾向にあるものの、素材生産の大幅拡大により収益全体を押し上げている。

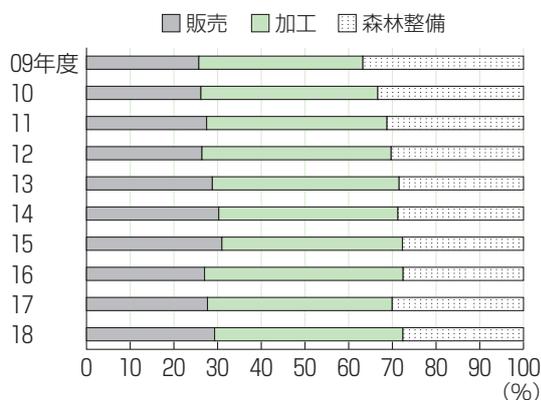
また、4分類の収益構成比をみると、加工実施型は、販売が30%前後で加工が40%前後で推移しているが、それぞれ10年間で3%ほど拡大した一方、森林整備が30%台後半から30%弱にまで縮小している（第13

図）。加工未実施型は、20%台前半であった販売が30%台後半にまで拡大している（第14図）。森林整備中心型は、森林整備の割合が80%台前半と大半を占める。加工と販売の割合は小さいものの、加工が減少し販売が増加傾向にある（第15図）。素材生産移行型は、30%であった販売が50%台半ばにまで拡大する一方、50%台後半であった森林整備が30%台半ばにまで縮小している（第16図）。

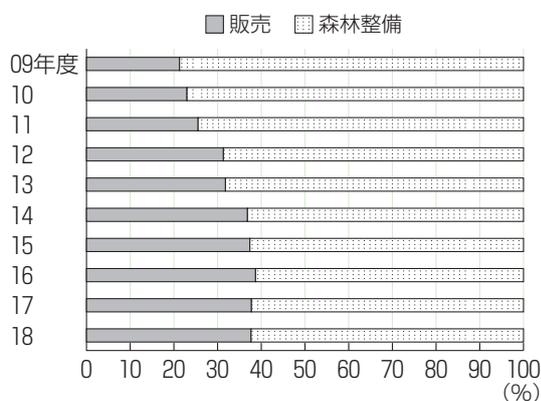
木材需要や木材価格は経済変動に伴って変化するため、販売は景気の影響を受けやすい。林業を取り巻く経済環境が厳しくなると、事業量が低調になるため経営が困難になる事態が発生する。収益構成比における販売の高まりは、森林組合の経営を景気の影響を受けやすい体質に変容させている。

(注5) 加工実施型は、10年間の加工の収益構成比が1割以上の22組合（木材を主に加工する組合を対象とし、きのこ類などの特用林産物を主に加工する組合を除いた）。加工未実施型は、10年間加工の取組みがない18組合。森林整備中心型は、10年間の森林整備の収益構成比が7割以上の21組合。素材生産移行型は、10年間で販売の収益構成比が1割以上上昇し、かつ18年度の販売収益構成比が4割以上の18組合とした。なお、複数の基準に該当する組合は、それらの類型に重複して含めている。いずれの類型にも該当しない組合は11組合である。

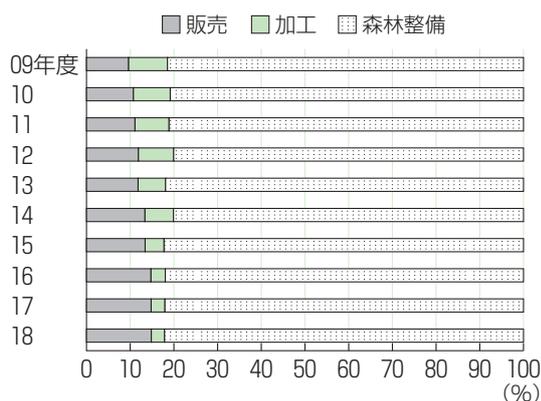
第13図 加工実施型の3事業の収益構成



第14図 加工未実施型の2事業の収益構成



第15図 森林整備中心型の3事業の収益構成

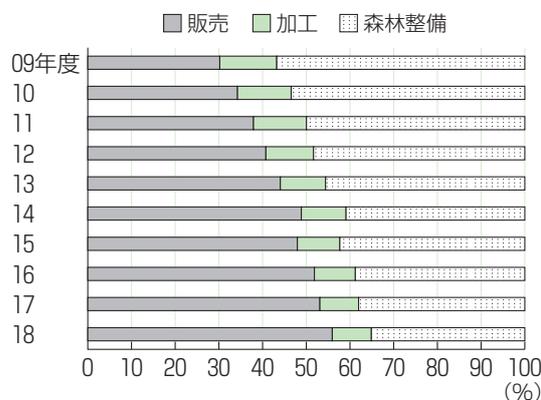


(2) 利益率の動向

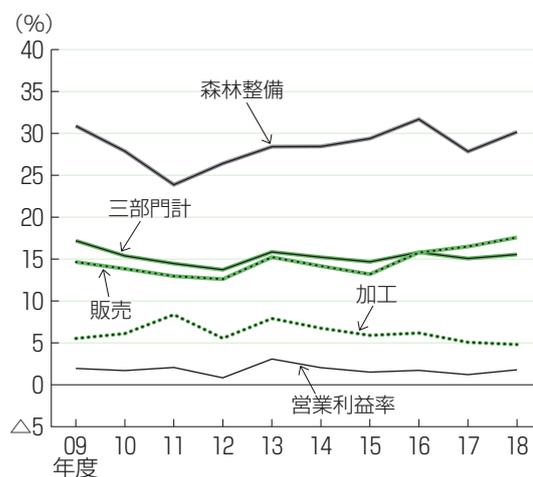
—営業利益率は加工未実施型で高い—

事業別粗利益率と営業利益率について特徴別の4分類で比較してみると (第17~20

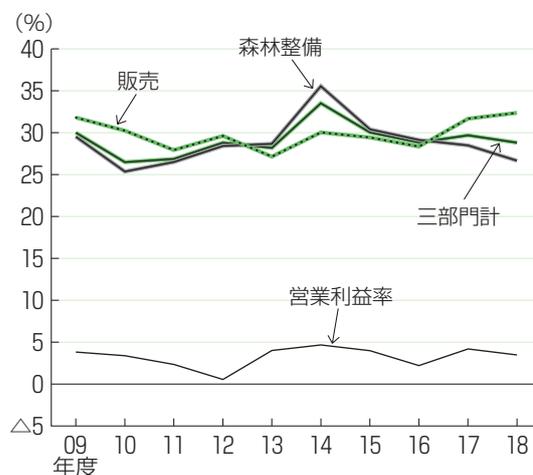
第16図 素材生産移行型の3事業の収益構成



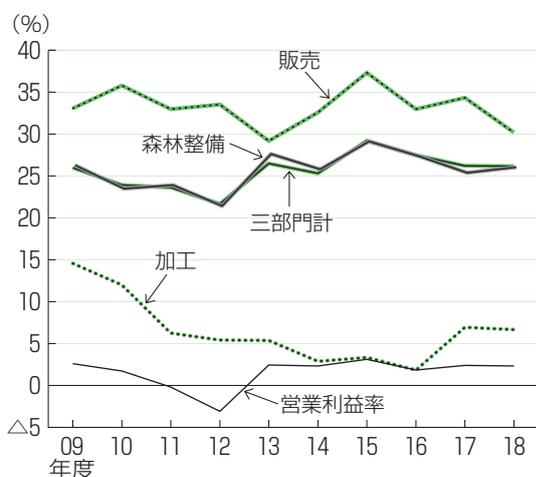
第17図 3事業の粗利益率と営業利益率の推移 (加工実施型)



第18図 3事業の粗利益率と営業利益率の推移 (加工未実施型)



第19図 3事業の粗利益率と営業利益率の推移
(森林整備中心型)



第20図 3事業の粗利益率と営業利益率の推移
(素材生産移行型)

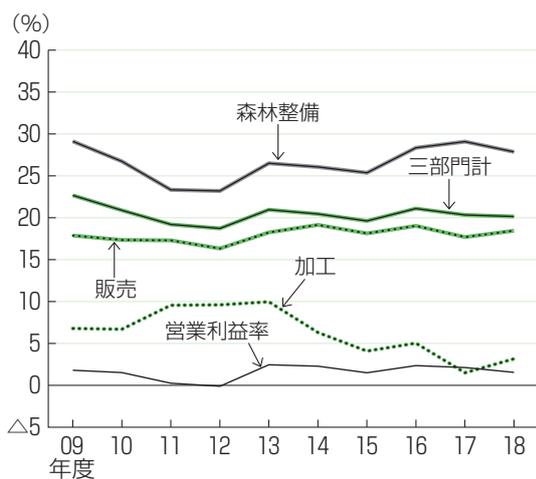


図)、森林整備の粗利益率は、いずれの分類においても20~30%台で推移しており、分類間に大きな差はない。一方、販売は、森林整備中心型がおおむね30%前半、加工未実施型が30%前後と高く、加工実施型と素材生産移行型が15%前後と低い。1組合あたりの販売収益は、森林整備中心型で0.7億円、加工未実施型で1億円、加工実施型で3.5億円、素材生産移行型で4億円であり、販売収益が小さいほど粗利益率が高い。

営業利益率は、10年間の中央値を4分類で比較してみると、加工未実施型が3.5%と最も高い。次いで、森林整備中心型が2.3%、加工実施型が1.7%、素材生産移行型が1.6%となる。加工を実施せず、また公共事業などの森林整備を中心に事業を行う組合ほど営業利益率は高い。

なお、事業管理費率は加工実施型と加工未実施型が90%弱で、森林整備中心型と素材生産移行型が90%台前半でおおむね推移している。

以上より、加工実施型の収益が12億円前後と最も大きく、次いで素材生産移行型の収益が7億2千万円と続く。一方で、販売の粗利益率がそれぞれ15%前後と低く、また営業利益率が加工実施型で1.7%、素材生産移行型で1.6%と低い。加工実施型と素材生産移行型は粗利が低く、事業管理費が高いという問題がある。その要因について推論ではあるが、加工実施型については、製造原価に占める原材料費の割合が高いことが考えられる。素材生産移行型については、素材生産は組合員である森林所有者からの受託事業であるため、提案型集約化施業や境界明確化などに費用を要することや、販売で獲得した利益を森林所有者への還元に努めることなどから、森林組合の利益を十分に確保することができていない可能性がある。

(3) 総括

以上より、対象組合全体の収益の動向は、森林整備の構成比が5割半ばから4割半ば

まで減少する一方で、販売が2割強から3割強にまで増加している。組合経営の主軸が森林整備であることに変わりはないが、森林資源の充実や政策の転換を背景に素材生産、販売が活発化している。

粗利益率は、公共事業と関連の深い森林整備が30%弱と高く経営の安定化に貢献している一方、販売は20%弱、加工は10%を切っている。3事業の総粗利益率は20%前後、営業利益率は2%前後であり、事業管理費率は90%前後である。

次に、組合員数別では、いずれの規模においても森林整備の構成比が縮小した一方で、販売の拡大が確認された。ただし、4千人以上と規模の大きな組合は、組合員1人あたりの森林所有面積が全国組合の0.7倍と小さく集約化の推進に時間を要することや、すでに1組合あたりの素材生産量が全国組合の3.5倍と大きいことなどから、近年は素材生産量の拡大傾向が停滞し販売収益が伸び悩んでいる。

粗利益率は、森林整備でおおむね20～30%の間で推移しており規模による差は小さい。一方、販売は2千人以上4千人未満が20%台後半と最も高く、4千人以上が15%前後と最も低い。また、加工は2千人未満が10%前後と最も高く、4千人以上が4%前後と最も低い。販売と加工は、4千人以上と規模の大きな組合で粗利益率が低い。粗利益率の差の要因を明らかにするためには、各組合の財務諸表を事業内容別に精査する必要があるが、これは今後の課題としたい。

あくまで推論ではあるが、粗利益率の差は、組合の大小により取り扱う素材や製品の品質と価格に違いがあり、売上単価に差が生じているためと思われる。例えば、大規模な組合は木質バイオマス発電向けの燃料材を多く取り扱っているため、また、規模の大きな加工場ほど一般流通材を取り扱っている割合が高いためなどにより、売上単価が低いことが考えられる。一方、小規模な組合ほどスギよりもヒノキなどのより高価格な丸太を中心に生産しているため、また、規模の小さな加工場ほど特殊な製品を取り扱っている割合が高いためなどにより、売上単価が高いことが考えられる。素材・製品の取扱量が多いほど売上単価が低く、素材・製品の取扱量が少ないほど売上単価が高い可能性がある。

営業利益率は、2千人未満が2～5%、2千人以上4千人未満が2%前後、4千人以上が1%前後で推移しており、規模が大きいほど利益率が低い。一方、事業管理費率は、2千人未満が82%前後、2千人以上4千人未満が90%前後、4千人以上が95%前後で推移している。規模が大きいほど事業管理費率が高い。

そして、収益構成の特徴別では、加工未実施型の収益が3億円弱と対象組合全体の8億円弱に対して比較的小さい。収益規模の小さな組合が、加工に取り組んでいない。森林整備中心型は、森林整備の減少傾向が収益全体を押し下げる一方、素材生産移行型は、森林整備が減少傾向にあるものの、素材生産の拡大により収益全体を押し上げ

ている。

粗利益率は、森林整備で20～30%台で推移しており、分類間に大きな差はない。販売は、森林整備中心型がおおむね30%前半、加工未実施型が30%前後と高く、加工実施型と素材生産移行型が15%前後と低い。加工実施型と素材生産移行型は、販売の収益規模がその他2分類よりも大きい。組合員数別と同様に、規模が大きいほど粗利益率が低い。

営業利益率は、加工未実施型が3.5%と最も高い。次いで、森林整備中心型が2.3%、加工実施型が1.7%、素材生産移行型が1.6%となる。

最後に、組合員数別と特徴別の結果を踏まえると、収益規模が小さく、加工を実施せず、また公共事業などの森林整備を中心に事業を行う組合ほど営業利益率は高い。一方、収益規模が大きく、加工を実施し、販売に力を入れる組合ほど営業利益率は低い。^(注6)

(注6) 組合員数2千人未満、加工未実施型、森林整備中心型のうちいずれか2つ以上が該当する17組合の営業利益率は3.4%、組合員数4千人以上、加工実施型、素材生産移行型のうちいずれか2つ以上が該当する14組合の営業利益率は1.5%である。

おわりに

(1) 不安定さの増す組合経営

アンケート結果から過去10年間の事業動向および損益の状況を確認した。組合員数別および収益構成の特徴別のいずれにおいても、森林組合の利益獲得に最も貢献して

いる森林整備事業の収益が減少傾向にあった。一方で、素材生産量の拡大により販売事業の収益が高まっている。森林整備事業よりも販売事業は粗利益率が低いこと、また、素材生産の販売は景気変動に伴う木材需要や価格の変動の影響を受けやすいと考えられることなどから、森林組合の経営の不安定さは増している。

ただし、販売事業は、木材価格の動向が粗利益率に大きな影響を及ぼすものの、施業の生産性向上によるコスト削減によって粗利益率を高めることが可能である。より低コストで効率的な施業の実現には、森林の集積・集約化、路網整備が不可欠である。19年度から始まった森林経営管理制度にこれらの一層の進展を期待したい。

(2) コロナ禍の経営継続には支援が必要

新型コロナウイルス感染症の世界的流行により、20年度の住宅着工戸数については、17%強の減少を予測している（安藤・多田(2020)）。その結果、大幅な需要の減少と木材価格の低迷により、20年度の森林組合の販売・加工の両事業の収益は20%減少すると見込まれる。

森林組合の収益に占める販売事業の割合は高まっており、急激な収益の悪化により経営が困難になる事態が発生する可能性がある。コロナ禍のように需要を消失させるショックは経営を不安定にする。それは、国産材増産に向けた中核的担い手の継続的な取組みに影響を及ぼしかねない。すでに

様々な支援策が打ち出されているが、造林公共事業の拡充といった森林整備の公的な関与による支援のほか、林業を継続的に行っていくための資金調達の支援などをより強化することが望まれる。

<参考文献>

- ・安藤範親（2017）「低質国産材の利用拡大を進める近年の林業政策とその課題—森林資源の再造成をどうするのか—」『農林金融』6月号
- ・安藤範親・多田忠義（2020）「木材産業の関連統計からみるCOVID-19の影響」『随時発信レポート』農中総研ホームページ、8月

（あんどう のりちか）

書籍案内

農林漁業金融統計2019

A4判 193頁
頒 価 2,000円(税込)

農林漁業系統金融に直接かかわる統計のほか、農林漁業に関する基礎統計も収録。全項目英訳付き。

編 集…株式会社農林中金総合研究所
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 TEL 03(6362)7753
FAX 03(3351)1153

発 行…農林中央金庫
〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

〈発行〉 2019年12月

森林組合の雇用労働者に関する定量的評価

—就業実態の変化と定着に向けた取組みに着目して—

主事研究員 多田忠義

〔要 旨〕

近年、森林組合の事業量は、造林・保育だけでなく、素材生産でも拡大している。これらの現場作業を担っているのが雇用労働者であり、その確保・定着が主要な経営課題の一つである。そこで、森林組合統計を用いて近年の雇用労働者をめぐる就業実態を捉えつつ、これを踏まえながら、雇用労働者の定着に資する取組みは何であるかを、第32回森林組合アンケート調査を用いて分析した。

雇用労働者の就業実態は、①造林作業員の減少、②伐出作業員の通年雇用化、③雇用労働者の若返り、④女性雇用労働者の割合上昇、⑤伐出作業の労働生産性改善、⑥月給制の拡大、⑦賃金水準・労働関係の保険加入率上昇、⑧高い労働災害発生率、の8点の変化を捉えた。

このような変化のなかで、森林組合の様々な取組みが雇用労働者の定着にどの程度効果的であるか、森林組合アンケート調査を用いて定量的に評価した。分析の結果、月給制採用などの賃金体系の改善および労働安全対策の徹底が、離職の抑制に効果的である可能性が確認された。

目 次

- | | |
|------------------------------|---------------------------------|
| 1 本稿の目的と分析方法 | 3 雇用労働者の定着に資する統計的に有意な取組み |
| 2 森林組合における雇用労働者の就業状況 | (1) 雇用労働者の採用活動・定着への取組みに関する考察 |
| (1) 減少する雇用労働者 | (2) 月給制採用など賃金体系の改善が離職率を低下させる可能性 |
| (2) 上昇する49歳以下の割合 | (3) 労働安全対策の徹底が離職率を低下させる可能性 |
| (3) 減少する新規採用者数と上昇の兆しがある女性の割合 | (4) 根強い担い手不足の声 |
| (4) 造林・保育の労働生産性に変化なし | 4 現場作業の人材確保に向けた検討課題 |
| (5) 伐出作業の労働生産性改善により素材生産量は増加 | (1) コロナ禍でも人材確保策の継続が重要 |
| (6) 月給制が拡大 | (2) 都市側の森林環境譲与税を担い手の確保に |
| (7) 徐々に上昇する賃金水準 | |
| (8) 労働関係の保険加入率は上昇 | |
| (9) 全産業に比べ高い労働災害発生率 | |

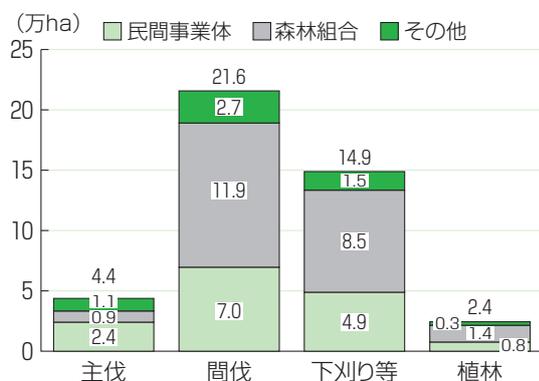
1 本稿の目的と分析方法

2000年代以降、日本国内の素材生産量が増大し続ける状況において、森林組合の事業量は増大している。15年の農林業センサスによれば、林業作業別にみた受託面積で森林組合は、植林を1.4万ha（全体の57%）、下刈り等を8.5万ha（同57%）、間伐を11.9万ha（同55%）、主伐を0.9万ha（同21%）受託している（第1図）。造林、保育、間伐では、過半が森林組合による作業であり、森林組合が日本の森林整備で重要な役割を果たしていることがわかる。

この作業を担う人材が、森林組合の雇用労働者（森林組合アンケート調査では現業職員とした）である。そのため、雇用労働者の確保、定着（離職率の低下）は、森林組合において重要な経営課題の一つである。

そこで本稿では、森林組合の現場作業を

第1図 事業体別にみた林業作業の受託面積（2015年）



出典 農林水産省『令和元年度 森林・林業白書』

原資料 農林水産省「2015年農林業センサス」

(注) 1 「民間事業体」は、株式会社、合名・合資会社、合同会社、相互会社。「その他」は、地方公共団体、財産区、個人経営体等。

2 計の不一致は四捨五入による。

支える雇用労働者の実態を捉えるとともに、第32回森林組合アンケート調査（詳細は本号掲載）により、現業職員の新規採用者数の確保や離職を抑制する取組みとして効果が期待される取組みは何であるかなどを読み解くことを目指す。

分析方法は、次の2つである。1つ目は、森林組合統計に掲載されている雇用労働者に関する項目に着目し、作業別にみた雇用労働者の増減等から、雇用労働者の全体像や傾向を把握する。ちなみに、雇用労働者という区分は06年度に導入されたことから、本稿では、原則06年以降のデータを取り上げて検討する。もう1つは、第32回森林組合アンケート調査の現業職員に関する質問を分析し、森林組合統計の分析から得られた結果を用いて、課題を整理する。^(注)

(注) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、ヒアリング調査を中止したことから、個別の優良事例の深掘りや、得られた結果の解釈を下支えする情報を入手できていない。

2 森林組合における雇用労働者の就業状況

(1) 減少する雇用労働者

森林組合における雇用労働者は、作業班員や加工工場等の労働者を指す。その数は、数値が得られるようになった06年度以降、ほぼ一貫して減少している（第2図）。森林組合の数は、06年度末の690から18年度末の617と1割減少しているが、雇用労働者数は、同じ期間で3.2万人から1.5万人と半減している（1組合当たりだと、46人から25人と

第2図 林業作業別にみた森林組合の雇用労働者数の推移



資料 農林水産省「森林組合統計」

(注) 1組合平均=雇用労働者数÷雇用労働者を有する森林組合の数

半減)。特に、主として造林事業に従事する雇用労働者（造林作業員）の減少が著しく、06年度から18年度にかけて7割減となっている。その内訳をみると、就業日数が59日以下の造林作業員が激減したことが特に目立つ（第3図）。

一方、主として伐出事業に従事する雇用労働者（伐出作業員）は、06年度から18年度にかけて5千人程度で推移し、1組合当たりの伐出作業員も12～13人である。ただし、

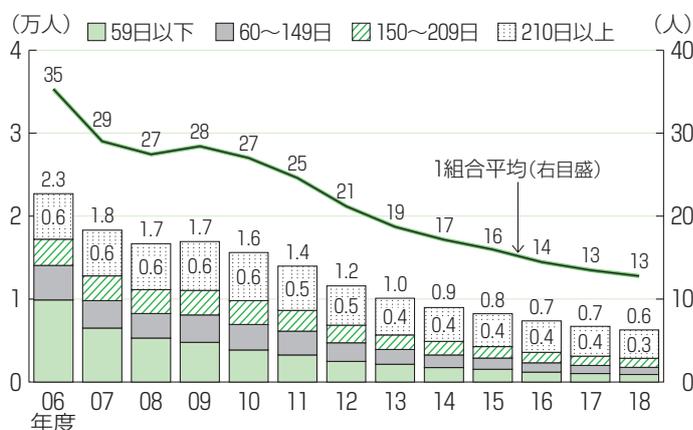
伐出作業員全体に占める就業日数が210日以上の割合が高まっていることが特徴で、多くの森林組合で通年雇用されるようになったことを示している（第4図）。

(2) 上昇する49歳以下の割合

雇用労働者全体に占める49歳以下の割合は、06年度以降上昇し続け、18年度には48.6%まで上昇した（第5図）。この傾向は、伐出・造林作業員のいずれも同様であり、18年度で伐出作業員は63.4%、造林作業員は42.7%である。

雇用労働者全体の若返りが進んでいることは、一般的な労働者の年齢構成が高年齢層に偏る動きとは対照的である。高年齢の雇用労働者による退職が一因と考えられるが、近年継続して取り組んでいる緑の雇用や一部の自治体が設立する林業大学校での人材育成など、林業労働力確保に関する各種対策の成果や若者世代が林業への就業を目指すようになったという考え方の変化も影響していると考えられる。

第3図 就業日数範囲別にみた造林を担う雇用労働者（造林作業員）数の推移



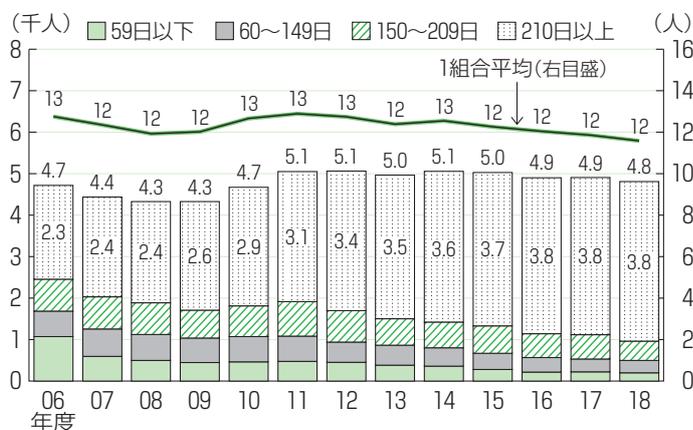
資料 第2図に同じ

(注) 1組合平均=雇用労働者数(造林)÷雇用労働者(造林)を有する森林組合の数

(3) 減少する新規採用者数と上昇の兆しがある女性の割合

雇用労働者数の減少は、新規採用者数が退職者数を下回ることによってもたらされる。第6図は、作業別に雇用労働者の新規採用者数を示したものだが、16～18年度の新規採用者数が、06年度以降で最も低い水

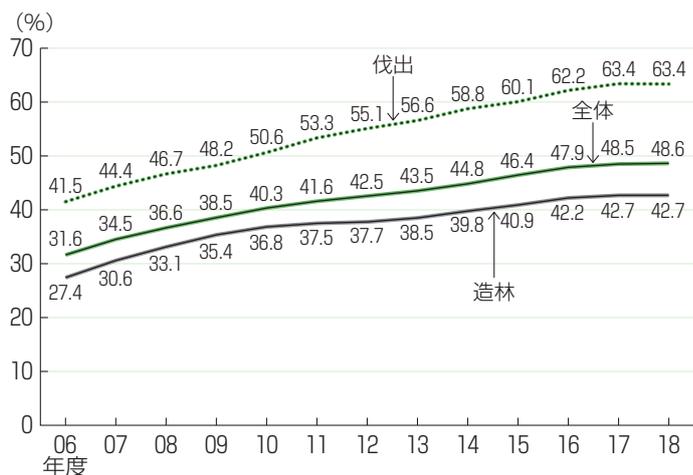
第4図 就業日数範囲別にみた伐出を担う雇用労働者(伐出作業員)数の推移



資料 第2図に同じ

(注) 1組合平均=雇用労働者数(伐出)÷雇用労働者(伐出)を有する森林組合の数

第5図 雇用労働者に占める49歳以下の割合



資料 第2図に同じ

準であることがわかる。10年度前後の新規採用者数が増加した要因は、リーマン・ショックによる景気悪化で、政府の緊急経済対策等で森林整備・保育事業対策が手厚く講じられ、失業者の一部が林業に就業したことが要因である。

また、新規就業者全体に占める女性の割合は、18年度に8.4%と、06年度以降で最も高い割合となり、林業の現場に女性の参入

が拡大していることがわかる。それゆえ、雇用労働者の労働環境を整備する際には、これまで以上に女性への配慮が欠かせないといえる。

(4) 造林・保育の労働生産性に変化なし

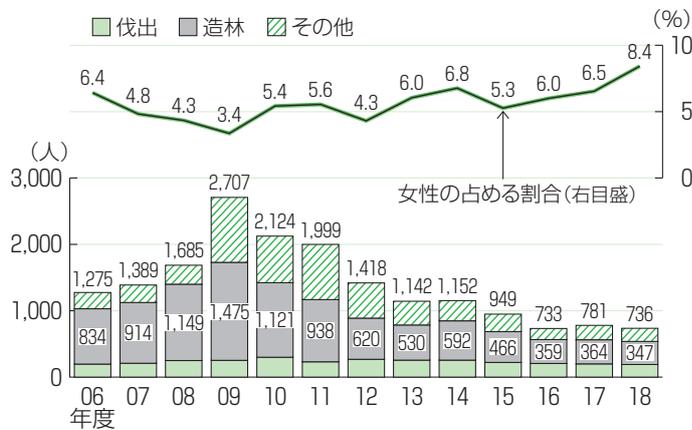
第7図は、森林組合による造林・保育の作業面積（委託・再委託を除く）である。切捨間伐が減少したことを主因として作業面積が減少し、それに合わせて造林作業員も減少したため、委託・再委託を除いた新植、下刈、除伐、切捨間伐などの造林・保育面積を労働力投下日数で除して求めた単位労働力当たりの作業面積は、0.09~0.11ha/人日とほとんど変化がない。ゆえに、造林・保育面積の減少は、生産性の低下によるものではないことがわかる。

なお、森林組合による造林・保育面積は、06年度を100とすると、18年度時点で除伐と切捨間伐が30（7割減）、下刈が53（半減）であるのに対し、新植は82（2割減）である（第8図）。しかも、新植面積は直近の15年度を底に増加に転じており、再造林等の植林事業にも取り組んでいる状況が読み取れる。

(5) 伐出作業の労働生産性改善により 素材生産量は増加

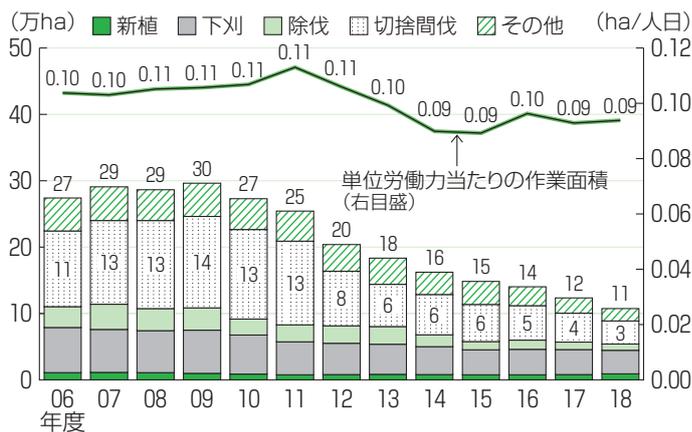
切捨間伐から搬出間伐に移行していること、および、主伐が増加しているため、素

第6図 雇用労働者の新規採用者数と新規採用者数に占める女性の割合



資料 第2図に同じ

第7図 森林組合による造林・保育面積(委託・再委託除く)と単位労働力当たりの作業面積



資料 第2図に同じ

(注) 1 単位労働力当たりの作業面積=委託・再委託を除く造林・保育面積 (ha)÷労働力投下日数(人・日)
2 造林・保育とは、新植、下刈、除伐、切捨間伐、その他を指す。

材生産量（委託・再委託による生産量を除く）は、近年増加している（第9図）。伐出作業員はほとんど増加していないにもかかわらず、素材生産量が増加した要因は、単位労働力当たりの生産量の改善によるものといえる。この改善の主因は、高性能機械が年々普及し、稼働日数が増加したことによるものである（第10図）。特に、フォワーダ、プロセッサ、スイングヤード、ハーベスタ

の稼働日数が多く、最近では、フェラバンチャ（ザウルス）の稼働も増加している。

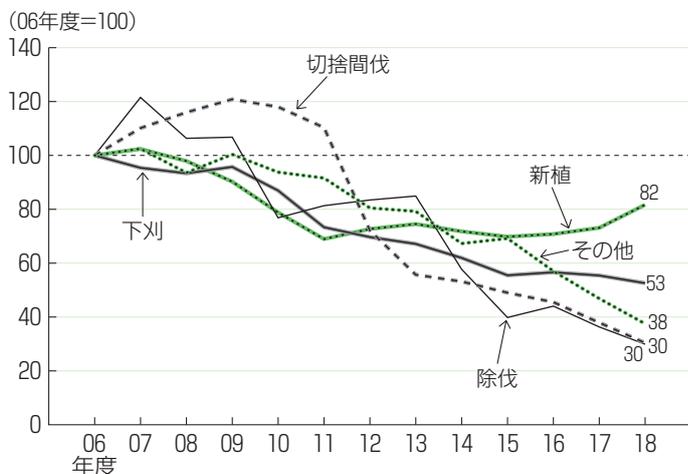
(6) 月給制が拡大

林業作業は季節や天候に大きく左右されることから、雇用労働者の賃金支払形態は、日給制（日給・出来高併用制を含む）が中心である（第11図）。造林・保育作業は伐出作業に比べてこうした変動要因の影響を受けやすく、18年度時点でも造林作業員の76.4%が賃金を日給制または日給・出来高併用制により支払われている。一方、伐出作業員は年間就業日数が210日以上となる場合が多いため、18年度時点で28.8%の雇用労働者の賃金が月給制または月給・出来高併用制により支払われている。雇用労働者の継続的な確保を図るため、月給制を採用する森林組合は年々増加しており、造林・伐出作業員ともに、月給制または月給・出来高併用制の割合は上昇し続けている。

(7) 徐々に上昇する賃金水準

森林組合単位で標準的賃金（日額）をみると、その水準は、造林、伐出作業員ともに年々上昇している（第12図）。ただし、肉体労働が相対的に多いとされる造林作業員のほうが伐出作業員よりも賃金水準が低い。これに対し、例えば、造林・保育作業の労働生産性を改善することで、伐出作業員並

第8図 森林組合による造林・保育面積の変化



資料 第2図に同じ

第9図 森林組合による素材生産量(委託・再委託除く)と単位労働力当たりの生産量

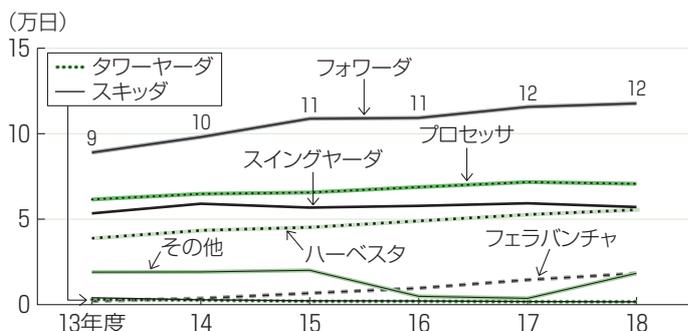


資料 第2図に同じ

(注) 1 単位労働力当たりの生産量=委託・再委託を除く素材生産量(m³)÷労働力投下日数(人・日)

2 素材生産量は、主伐および間伐の合計である。

第10図 高性能林業機械の稼働日数



資料 第2図に同じ

(注) 森林組合統計で高性能林業機械として分類されている機械を計上した。

みの賃金水準を確保することも考えられる。近年、必要性が指摘されている皆伐後の再造林を確実なものにするためにも、造林作業員の賃金水準が向上するような政策支援も期待される。

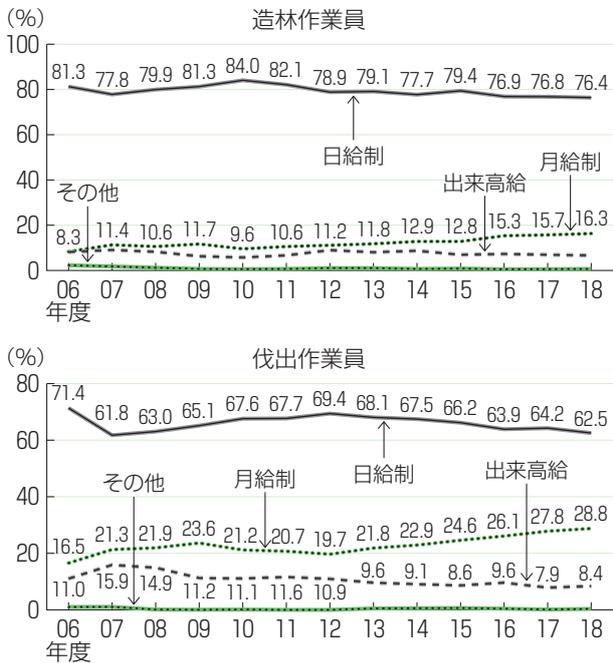
(8) 労働関係の保険加入率は上昇

雇用労働者全体に占める雇用保険、健康保険、厚生年金の加入者数の割合(加入率)は、06年度以降、ほぼ一貫して上昇し続けている。18年度には、雇用保険で80.9%、健康保険で78.1%、厚生年金で75.1%と、8割前後の加入率となっている(第13図)。以上でみてきたとおり、林業作業によって多少の差はあるものの、通年雇用型の雇用労働者の割合が高まっており、労働関係の保険へ加入しなければならない雇用労働者の割合も高まっている。また、16年10月に社会保険(健康保険、厚生年金保険)の加入対象が拡大したことも、雇用労働者の加入者割合上昇に寄与したとみられる。

(9) 全産業に比べ高い労働災害発生率

林業は、重量物や鋭利な刃物を業務で扱うため、労働災害に遭遇する危険性は高いとされている。このため、安全教育や負傷防止のための各

第11図 造林・伐出作業員の賃金支払形態割合



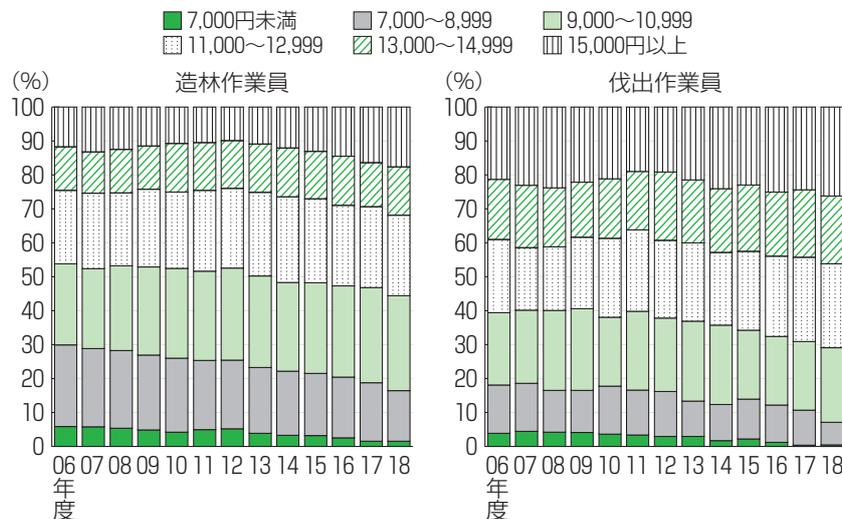
資料 第2図に同じ
 (注) 月給制は、月給・出来高併用を、日給制は、日給・出来高併用を含む。

種対策を講じてきている。厚生労働省「労働災害統計」において、産業間比較のために用いられる死傷年千人率をみると、林業全体の値は徐々に低下し、19年は20.8であ

る(第14図)。しかし、全産業の2.2(19年)にはおおよぼ、安全な業務環境の確保が急務である。

森林組合統計を用いて死傷年千人率を試算すると、森林組合の雇用労働者全体の値はわずかに低下しているものの、林業全体よりもわずかに高い水準で推移している。特に、伐出作業員(第14図中の「森組:伐出」)の死傷年千人率が高く、伐出作業の更なる機械化や安全対策の徹底が求められる。その他の雇用労働者(第14図中の「森組:その他」)は、市場、製材所、加工場などで作業に従事しており、製造業の死傷年千人率との比較が有意義である。前出の厚生労働省の統計によれば、製造業の死傷年千人率は、近年2.7~3.0(12~19年)で推移しており、その他の雇用労働者の値よりも低い。

第12図 作業別にみた標準的賃金(日額)水準別の森林組合数の割合



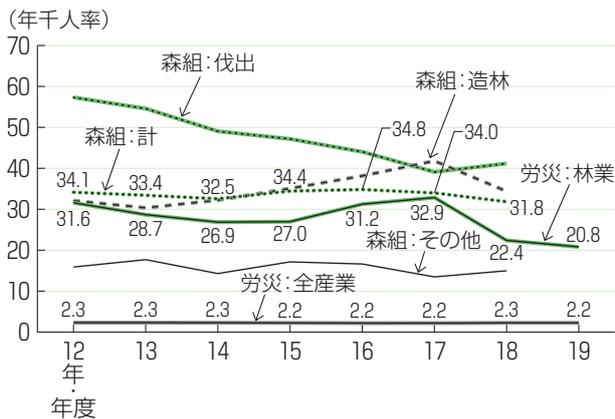
資料 第2図に同じ

第13図 雇用労働者全体に占める社会保険加入者の割合



資料 第2図に同じ

第14図 雇用労働者の労働災害状況および全産業との比較



資料 厚生労働省「労働災害統計」、農林水産省「森林組合統計」
 (注) 1 森組=森林組合統計の値、労災=労働災害統計の値を指す。計は雇用労働者全体、造林、伐出、その他は、雇用労働者の内訳。
 2 労働災害統計の数値は暦年(19年まで)、森林組合統計の数値は年度(18年度まで)である。
 3 森林組合における死傷年千人率=森林組合統計における4日以上休業(人)÷各年度末時点の雇用労働者数×1,000
 4 労働災害統計における死傷年千人率=休業4日以上死傷者数÷各年の平均雇用者数(役員除く)×1,000

3 雇用労働者の定着に資する統計的に有意な取組み

06年度から18年度までの森林組合統計に基づき、森林組合の雇用労働者の全体像を明らかにした。得られた主な特徴は、①造

林作業員の減少、②伐出作業員の通年雇用化、③雇用労働者の若返り、④女性雇用労働者の割合上昇、⑤伐出作業の労働生産性改善、⑥月給制の拡大、⑦賃金水準・労働関係の保険加入率上昇、⑧高い労働災害発生率である。

これらの特徴から、雇用労働者の確保・定着に資する取組みの必要性が改めて確認できる。そして、労働生産性の改善や月給制導入をはじめとする待遇改善は、雇用労働者の確保・定着に資する可能性が、また、労働災害の高い発生率は、雇用労働者の就業意欲を減退させる可能性が、それぞれ想定される。

そこで、この2つの可能性を検証するため、第32回森林組合アンケート調査で得られた直接雇用の現業職員の採用者数と退職者数(いずれも16~18年度の3年間)および、関係する質問から分析した。

(1) 雇用労働者の採用活動・定着への取組みに関する考察

第32回森林組合アンケート調査では、森林組合が取り組む、職員の定着(問5(1))、福利厚生や教育等(問5(3))について回答を得た。そこで、雇用労働者(直接雇用の現業職員)を16~18年度に新規採用した85の森林組合について、①それぞれの取組みの有無別に離職率、新規採用者数の平均値を求め、その差の検定を実施すること、②離職率を被説明変数、問5(1)では、13種類の取組み(記述回答を除く)、問5(3)では8種類の取組みの有無を説明変数とする重

回帰分析、③新規採用者数を被説明変数、問5(1)または問5(3)の取組み有無を説明変数とする重回帰分析、以上の3方法から取組みの効果を確認することが可能である。ちなみに、ここでいう離職率は、16～18年度に採用した雇用労働者全体に占める16～18年度に退職した者の割合を指し、一般的な離職率の定義とは異なる。また、新規採用者数は、森林組合の雇用労働者数の規模の違いにより変動することから、雇用労働者数の規模をそろえることで、新規採用者数を標準化した。具体的には、雇用労働者100人当たりの年平均新規採用者数を算出した。

①～③で分析した結果、②および③は統計的に有意な結果が得られず、①のうち、「月給制採用など賃金体系の改善」および「労働安全対策の徹底」の2つの取組み有無と離職率との組合せで統計的に有意な差があると判明した。

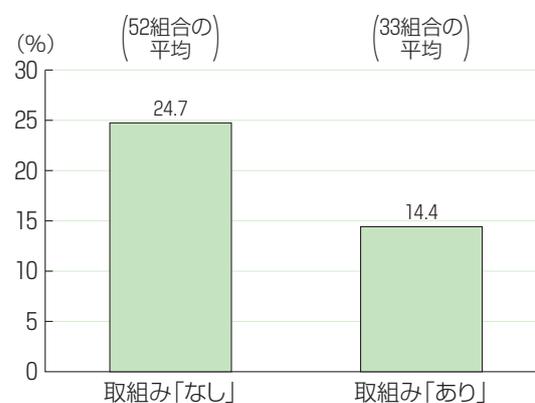
なお、ここで強調しなければならないことは、統計的に有意な差が得られた取組みだけが離職率の低下や新規採用者数の増加に貢献することを証明しているわけではない点である。統計的分析は、高い確率(本稿では95%の確率)で離職率が低下しうる取組みを説明するだけであり、選択肢に挙げられた各取組みは、それぞれの森林組合が立地する地域の諸条件によって効果を発揮する可能性があることに留意する必要がある。

(2) 月給制採用など賃金体系の改善が離職率を低下させる可能性

離職率の平均値の差が統計的に有意と評価された1つ目の取組みは、「月給制採用など賃金体系の改善」である。この取組みが「あり」と回答した33組合の離職率の平均は14.4%、「なし」と回答した52組合の離職率の平均は24.7%で、これらの平均値は、5%の有意水準で統計的に差がある(厳密に言えば、統計的な差がないという帰無仮説を棄却した)との結果を得た(第15図)。すなわち、月給制採用などの賃金体系の改善があれば、離職率を低下させられる可能性が示された。

しかし、アンケートの自由記述欄では、「現業職員(月給制)で現場従業員を募集しているが、問い合わせの無い状況が続いています」との記述もみられ、月給制に移行すれば、離職率を低下させられるという単純な因果関係があるわけではないことに十分注意する必要がある。

第15図 月給制採用など賃金体系の改善の取組み有無別の離職率



資料 農中総研「第32回森林組合アンケート調査」
 (注) t検定、両側で $p=0.023<0.05$ 。

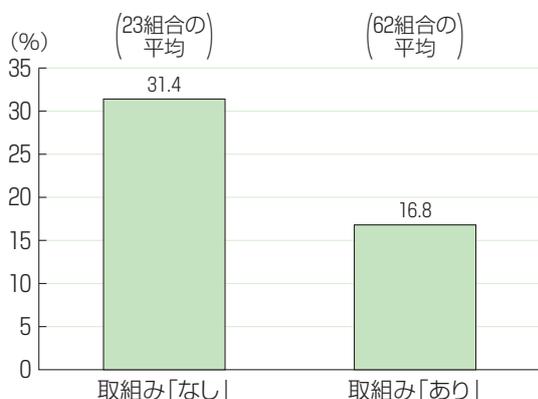
(3) 労働安全対策の徹底が離職率を低下させる可能性

2つ目は、「労働安全対策の徹底」の取組みである。これが「あり」と回答した62組合の離職率の平均は16.8%、「なし」と回答した23組合の離職率の平均は31.4%で、これらの平均値は、5%の有意水準で統計的に差があるとの結果を得た(第16図)。労働安全対策は、勤務を継続させるうえで重要な要素であることが、改めて確認されたといえる。

(4) 根強い担い手不足の声

アンケート問7は、森林組合・林業の諸課題について自由記述するところであるが、103組合のうち17組合で森林組合の担い手不足に関連する記述がみられた。今回の調査テーマが、森林組合の職員採用・定着であった影響を受けたとみられるものの、改めて、担い手の確保は森林組合にとって主要な経営課題の一つであることが浮き彫り

第16図 労働安全対策の徹底の取組み有無別の離職率



資料 第15図に同じ
(注) t検定、両側で $p=0.025<0.05$ 。

になった。

森林組合法の改正を控え、対応すべき課題は増える一方であるが、月給制採用などの賃金体系の改善や労働安全対策の更なる徹底を起点に、雇用労働者の声や他産業の優良な取組みにも目配りしながら、担い手の確保に努めていく必要がある。

4 現場作業の人材確保に向けた検討課題

最後に、アンケート調査後に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大、森林組合への期待が高まる森林経営管理制度やその財源としての活用が期待される森林環境譲与税の開始など、変化し続けている日本の社会・経済を踏まえながら、人材確保に向けた課題や方策を検討していく。

(1) コロナ禍でも人材確保策の継続が重要

コロナ禍により木材需要が縮小し、伐出作業員の雇用を維持するために、造林・保育作業に一時的に配置転換する動きや、それを支援する緊急補助事業が措置されている。しかし、コロナ禍後の日本社会を見通すと、木材需要は建材だけでなく燃料材需要も一定程度見込めるため、雇用労働者の確保が再び必要になることは確実であり、一時的な不況による採用抑制に動くべきではないと筆者は考える。

伐出・造林作業はともに機械化や作業の標準化が進んでいるとはいえ、いまだに技

術の習熟を要する作業が多く、一朝一夕に生産性を確保できるものではない。それゆえ、継続的な採用に結びつくよう、関係団体や行政と連携しながら、林業への就業を希望する者への研修を継続させる必要がある。

コロナ禍で働き方や暮らす場所を見直す動きが相次いでいる。これを好機と捉え、森林組合の現場最前線で活躍することを選択肢としてもらえるよう、賃金水準や給与制度の改善、労働安全対策を更に徹底することも大切であろう。

(2) 都市側の森林環境譲与税を担い手の確保に

森林経営管理制度を推進するにも、森林環境譲与税で森林整備に取り組むにも、現場で山林調査や伐出・造林などの作業ができる人材が必要である。しかし、前述のとおり、森林組合からは人材不足や確保難の声が多く聞かれ、その確保は容易ではない。筆者は、こうした状況を改善するための方策の一つとして、森林のない都市部の自治体が、森林環境譲与税を直接担い手の確保

にも活用できる方策を検討しても良いと考える。

一番の理想型は、山側の自治体とパートナーシップを組み、林業に就業するための移転・研修等にかかる経費を負担するというものであるが、都市部の自治体から他出する個人に対して林業への就業を支援することは、税の使途として許容される可能性は低い。しかし、税の目的は、あくまでも森林整備の推進やそれに関係する担い手の確保、木材利用の推進であるため、都市部から山側の自治体へ担い手確保を推進するお金が直接向かう仕組みがあっても良いと考える。

例えば、担い手対策基金への寄付が含まれる原木の取引制度を構築し、都市部の自治体で森林環境譲与税を活用した木造建築物を建築する要件として、当該寄付が含まれた原木を使用した製材品を使うこととする。これにより、都市部の自治体に譲与された税が、森林整備やその担い手確保に活用されるようになるのではないだろうか。

(ただ ただよし)



戦後林政の転換と地域公有林論の構築

私有林に関する調査研究を中心に戦後林政の展開と拡大造林から保育、利用間伐、主伐への日本林業の移行過程における森林所有者と森林組合の経営・施策対応をテーマとした『現代日本の私有林問題』を12月に発行する。林政研究の実践性回復も目指した試みだが、研究対象が林家と森林組合に偏り結局は林野庁林政の枠内のその時々「塗り絵」に過ぎなかったのかと反省している。「塗り絵」にとどまる限りそれがいかにお上手になっても革新的イノベーションや多様な地域形成を促進し、創造的芸術家の誕生に資することは期待できないだろう。

「原因と結果は、時間的にも空間的にも近くにあるわけではない」（ピーター・M. センゲ『学習する組織』）と言われるが、特に長期的視点が必要な林業・林政研究では、日本の近代林政150年の歴史を踏まえた現状認識と行政対応の両面における科学的・社会的合理性と適確性が問われなければならない。日本林業は、戦前期林政が精力を傾けた御料林と植民地林業を敗戦により失い、戦後には林政統一により創出された国有林と林業公社の経営破綻を経て、現在、意欲と能力のある林業経営者と木材産業による林業の成長産業化が目指されている。

異彩の林野官僚でもあった萩野敏雄は、1956年の新農山漁村建設総合対策を「農政模倣・追随型林政」の始まりと記しているが、在任期間中の短期的「成果」を求められる官僚組織が政策課題として設定できるのは、既存の法的枠組みを前提とした行政組織・政権与党の許容する既存の組織・施策・予算の維持・拡充が確保できる事項に限られ、その政策形成と手法は林業基本法や森林組合法改正、森林・林業基本法、森林経営管理法の制定にも基本的に貫かれているように思う。

農林水産省は2018年に森林経営管理法を制定し、2019年度から市町村に森林環境譲与税の交付を開始し、「新たな森林管理システムの整備」に着手したが、市町村の行政組織・基礎自治体としての機能と森林所有者・管理者としての実態は異なり、その力量や組織に対応した制度形成と地域との関係構築が望まれる。現在、市町村合併の進展により山口市、由利本荘市、延岡市、一関市、松本市、上

田市、出雲市といった市町村有林の人工林面積が3,000ha以上の地方都市が出現している。「市区町村有の公有林に関する市町村アンケート調査」(2016年公有林野全国協議会実施)の回答791市町村の平均森林所有面積は1,146haに達するが、10ha以上の主伐を実施した市町村は29団体に過ぎず、北海道以外では大規模人工林の保有市町村も間伐予算の枠内で間伐を実施しているに過ぎない。「小規模零細かつ分散的所有構造」でもなく、経営管理制度の中心的役割を期待される市町村においても所有林の「経営管理」は、循環経営の構築には程遠い実態にある。

前編著『森林管理の公共的制御と制度変化』では、日本と同時期に近代林政の構築に着手したスイスと日本の比較分析からスイスの公有林を中核とした近自然的循環型森林経営と市町村、森林経営、林務行政の地域執行単位(森林管理区)を統合した地域ガバナンスを検討した。日本林業・林政は、150年を経ても地域の自治・森林経営・林務行政の執行単位を統合する糸口を見出し得ず、森林の定義や民有林、公有林、私有林、森林管理、林業経営(体)といった基礎概念や統計も科学的評価に耐え得る国際通用性を有するものになり得ていないように思う。

近年、SDGsに関連して、「グローバル指標のローカル化」や「ボトムアップ・アプローチの役割」が重視されている(蟹江憲史編著『持続可能な開発目標とは何か』)。行政組織における予算・事業執行と自律的経営オペレーションの相違点は、林業組織の将来を構想する際に重要となろう。前者ではそれがいかに地域における取り組みを含むものであっても環境変化に対応した組織・経営の改善メカニズムやローカルな文脈に即したボトムアップの点で限界性を持ち、国の制度・政策のトップダウンに対する地域対応や追従に過ぎないことが多い。ボトムアップ・アプローチの特徴である個人・コミュニティの個別事情や人々の生活環境や制約を最大限に配慮し、その主体的関わりと参加を前提に構成員の利益や恩恵を実現する地域や経営資源に即応した管理メカニズムを前者が本来的に備えていないからであろう。そうした視点から富士山麓公有林における明治以降の日本林業・林政と地域対応をテーマとした研究(地域公有林論の構築)に着手している。

(一般財団法人 林業経済研究所 理事・フェロー研究員 志賀和人・しが かずひと)



森林経営管理制度への対応と 職員の採用・定着状況

——第32回森林組合アンケート調査結果から——

主事研究員 安藤範親

はじめに

当研究所では、森林組合の事業や経営の動向、当面する諸課題などを適時・的確に把握し、森林組合系統の今後の事業展開に資することを目的として、アンケート調査を毎年実施している。

本稿は、2019年10月に103組合を対象に実施した「第32回森林組合アンケート調査」の結果から、「調査対象組合の概況」に加え、19年度より開始された「森林経営管理制度と森林環境譲与税」および、直接雇用の現業職員や内勤職員の「職員の採用・定着状況」について紹介する。

なお、例年は調査の分析の深化・補強等を図るためにアンケート実施後に現地ヒアリング調査を実施していたが、20年に入ってから新型コロナウイルスまん延の影響で今回は現地ヒアリング調査を実施していない。そのため自由記入回答を用いて補足説明を加えた。

1 調査対象組合の概況

回答103組合の平均像（18年度概数）は、管内森林面積約4万7千ha（うち組合員所有

林2万4千ha）、組合員3,699人、内勤職員17人、直接雇用現業職員37人である。これらの指標は、林野庁の森林組合統計における全国組合の平均のおおむね1.2～1.6倍程度である（第1表）。

組合職員数のうち、内勤職員数は平均17人で、過去5年間に大きな変化はない。他方、直接雇用現業職員数は37人で、14年度の45人に対し減少している。現業職員数の増減は、主として造林担当の職員の動きを反映したものである。主伐・再造林が進んでいないことなどから、造林の作業量が減少しているためと考えられる。伐出担当の職員数には、過去5年の動向に大きな変化はない。

18年度の組合の経営数値は、前年度に比べ加工、森林整備の2部門の利益が減少の

第1表 対象組合の概況(2018年度)

(単位 ha、人)

	対象組合		全国組合平均(b)	a/b
	平均(a)	変動係数		
管内森林面積	46,623	0.64	39,913	1.2
組合員所有林	24,017	0.67	17,073	1.4
組合員数	3,699	1.06	2,342	1.6
内勤職員数	17	0.67	11	1.5
直接雇用現業職員数	37	1.09	25	1.5

資料 全国組合は林野庁「平成30年度森林組合統計」

(注) 1 全国組合の「直接雇用現業職員数」欄は、組合雇用労働者数(事務員を除く)。

2 変動係数とは標準偏差が平均値の何倍であるかを表す。

一方で、販売部門の利益が増加している（第2表）。その結果、事業総利益は増加となった。事業利益は1千6百万円、経常利益は1千8百万円、税引前当期利益は2千万円と前年度並みの水準となっている。

18年度の素材生産量は、1万m³以上の組合が回答組合全体の70%である。それに対して平成30年度森林組合統計より全国組合の素材生産量別組合数をみると、1万m³以上は39%である。このように本アンケートの対象組合は、全国組合と比較して素材生産量が多い組合の割合が高い。また、18年度の1組合あたりの素材生産量は、2万3,616m³と前年度から増加した（第3表）。素

材生産量に占める主伐の割合は前年度から6ポイント増の51%に高まっている。

2 森林経営管理制度と森林環境譲与税について

18年5月に森林経営管理法が成立したことを受けて、組合管内の主要市町村^(注1)における森林経営管理制度に関する事業の実施状況と森林環境譲与税の用途について伺った。ただし、本調査の実施時期は19年10月～12月時点であり、その当時の結果である点に留意する必要がある。

(注1) 管内に複数の市町村がある場合は、主要な市町村1つ（例えば、森林面積が最も大きい、組合の事務所が存在するなど）について回答。

(1) 森林経営管理制度に関する事業の実施状況

組合管内市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況は、「森林経営管理制度の業務はまだ始まっていない」が32%と、調査時点では3割強の市町村で制度の運用が開始されていない（第1図）。事業実施のための補正予算の成立時期の違いや制度運用の財源となる森林環境譲与税の配分額に地域差があることなどが影響したと考えられる。一方で、「森林の状況把握・森林情報収集」が50%、「意向調査対象森林

第2表 森林組合の取扱高と経営収支
(1組合あたり)

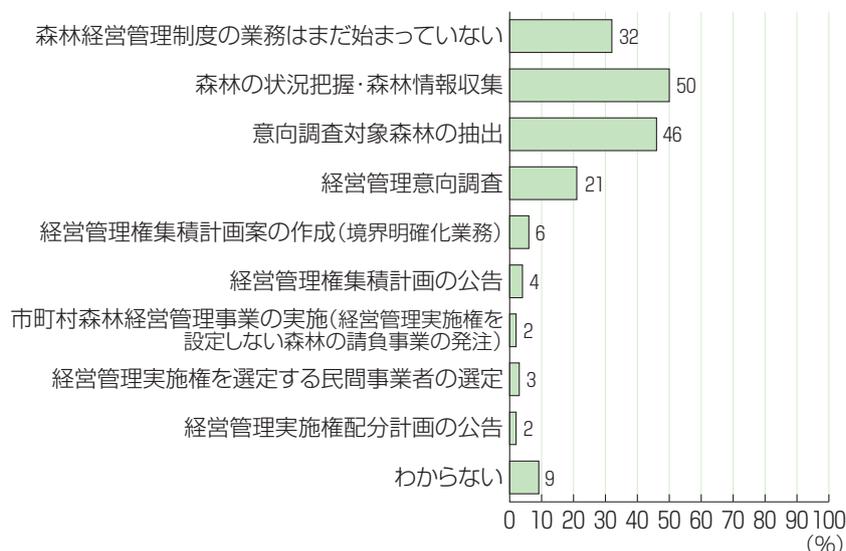
		(単位 千円、%)	
		18年度	前年度比 増減率
取扱高	指導	3,665	3.0
	販売	216,165	3.0
	加工	290,332	1.6
	森林整備	346,075	△4.2
	(素材生産量m ³)	23,616	10.3
収支	事業総利益	152,724	0.9
	うち指導	△122	-
	販売	44,263	6.9
	加工	20,364	△2.0
	森林整備	96,148	△1.3
	事業管理費	136,826	1.1
	事業利益	15,899	△0.2
	経常利益	18,098	△3.4
税引前当期利益	19,878	1.9	

資料 各組合の総代会資料
(注) 回答組合は103。ただし「うち加工」については、加工取扱いのある組合の平均。「素材生産量」は回答組合の平均。

第3表 1組合あたり素材生産量の推移

		(単位 m ³ 、%)						
		12年度	13	14	15	16	17	18
素材生産量		16,037	18,195	19,708	20,790	21,578	21,419	23,616
うち主伐		5,667	7,229	8,618	9,372	9,735	9,554	12,001
主伐割合		35	40	44	45	45	45	51

第1図 組合管内市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況
(複数回答)



の抽出」が46%と、およそ半分の市町村で経営管理意向調査地域の選定に向けた事業が開始されているほか、21%と2割強の市町村で「経営管理意向調査」が実施されている。そのなかで、「経営管理権集積計画案の作成(境界明確化業務)」が6%など、さらに進んだ取組みはまだ一部に限られている。

(2) 森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況

森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況は、「制度実施以前の会議・打合せ等への参加」を「実施してい

る」を選択した組合の割合(以下、実施していると表記)が85%であった(第4表)。多くの市町村で、何らかの会議・打合せ等が実施されており、それに組合が参加している。「意向調査対象森林抽出への情報提供」は、実施しているが45%、予定しているが37%であった。半数近くの組合ですでに情報提供の対応をしてい

るほか、4割弱の組合が情報提供を予定している。

次に、「意向調査業務の請負」は、実施しているが16%であった。前出の第1図より、2割強の市町村が経営管理意向調査を実施しており、その業務を森林組合が請け負っている。また、予定しているが36%と、3割半ばの組合が請負を予定している。なお、「意向調査業務の請負」で実施しないを選択した組合の割合は12%であったが、その理由や背景(自由記入)については、「市町村が実施しているため」といった理由が多い。そのほか、「調査業務とシステムの構築

第4表 森林経営管理制度の市町村事業に対する森林組合の対応状況

事業内容	(単位 %)			
	実施している	予定している	実施しない	わからない
制度実施以前の会議・打合せ等への参加(n=103)	85	7	2	7
意向調査対象森林抽出への情報提供(n=101)	45	37	4	15
意向調査業務の請負※(n=100)	16	36	12	36
境界明確化業務の請負※(n=98)	6	32	18	44
経営管理実施権を設定しない森林の事業請負(n=98)	6	49	3	42
経営管理実施権が設定された森林の経営(n=98)	1	49	6	44

(注) ※は地域林政アドバイザーとして請け負う場合も含む。

がセットの入札のため組合ではできない」
「市町村がシステム会社と契約するため」
などの理由も出ている。意向調査業務だけ
でなく森林情報の整備・管理のためのシス
テム構築も求められたために、森林組合で
は請け負うことが難しかったとみられる。

なお、事業の実施がまだ進んでいない
「境界明確化業務の請負」や「経営管理実施
権を設定しない森林の事業請負」「経営管理
実施権が設定された森林の経営」について
の対応状況は、予定しているが30～40%台、
わからないが40%台と多くなっている。

(3) 森林環境譲与税の予算成立状況と 用途

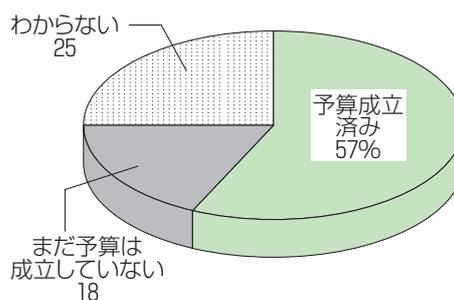
市町村の森林環境譲与税の予算成立状況
は、「予算成立済み」が57%、「まだ予算は
成立していない」が18%、「わからない」が
25%であった（第2図）。

また、森林環境譲与税
の用途（または予定されて
いる用途）は、多い順に
「経営管理意向調査」が
70%、「基金創設」が50%、
「森林整備」が39%、「林
地台帳の整備」が34%、
「担い手育成・確保など人
材育成」が22%、「作業道
開設・補修」が22%、「境
界明確化」21%であった
（第3図）。その用途とし
ては、主に森林経営管理
制度の事業推進のために

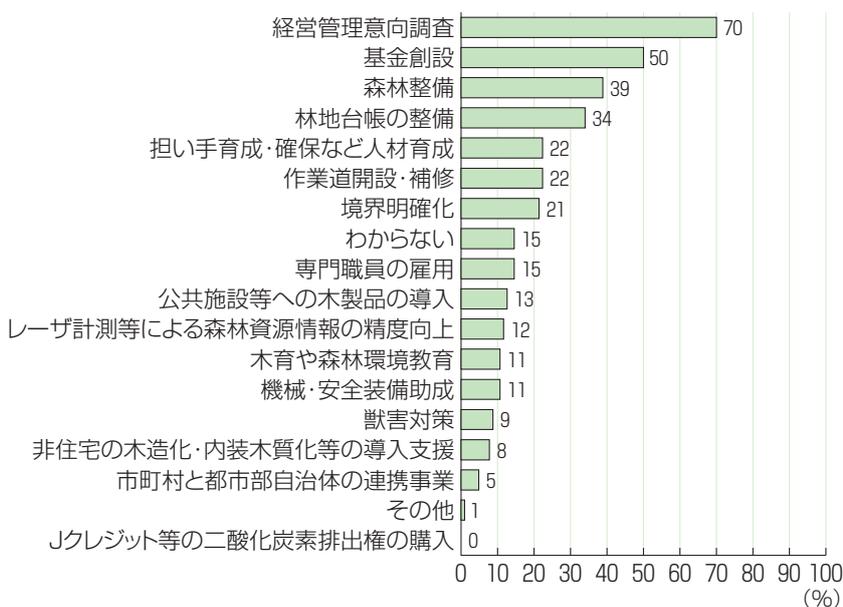
利用されること、基金への積立てで次年度
以降に備えられることがうかがえる。

そのほかには、「公共施設等への木製品の
導入」が13%や「木育や森林環境教育」が
11%、「非住宅の木造化・内装木質化等の導
入支援」が8%など、木材利用の促進や普
及啓発等に1割前後の市町村で活用（また
は予定）されている。

第2図 市町村の森林環境譲与税の予算
成立状況



第3図 市町村の森林環境譲与税の用途(予定含む)(複数回答)



3 職員の採用・定着状況について

昨今、人口が減少傾向にあるとともに、生産年齢人口が減少していることにより、企業の雇用は人手不足が深刻化している（「2019年版中小企業白書」）。森林組合においても他の企業と同様に人手不足が深刻化していると考えられることから、直接雇用の現業職員と内勤職員について職員の採用・定着状況を伺った。

(1) 現業職員の採用状況

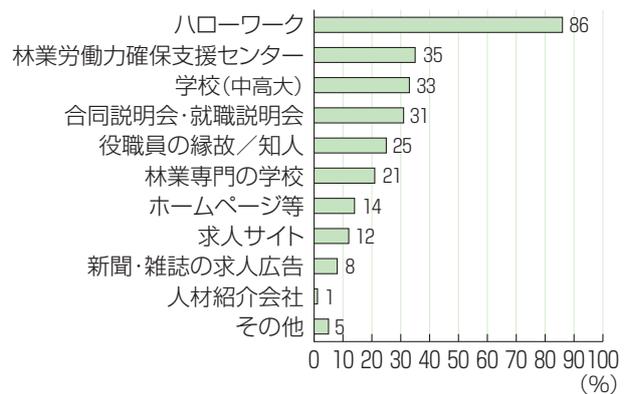
16～18年度の3年間に直接雇用の現業職員の採用活動を実施した組合は、全国で83%であった。また、採用活動を実施した組合のうち、採用案内に対する応募の状況は、「応募者が求人数を下回った」が47%、「応募者が求人数並みだった」が45%、「応募者が求人数を上回った」が8%であった。そして、採用状況は、「予定していた人数を下回った」が48%、「予定どおりの人数だった」が50%、「予定の人数を上回った」が2%であった。なお、3年間の採用人数の全国平均値は1組合あたり8.5人、うち現在も就業中は5.9人、すでに退職は2.6人（離職率^(注2)30%）であった。

現業職員の募集先は、「ハローワーク」が86%と最も多く、次いで「林業労働力確保支援センター」が35%、「学校（中高大）」が33%の順であった（第4図）。また、採用活動における問題として、「若年層（30歳以下）」

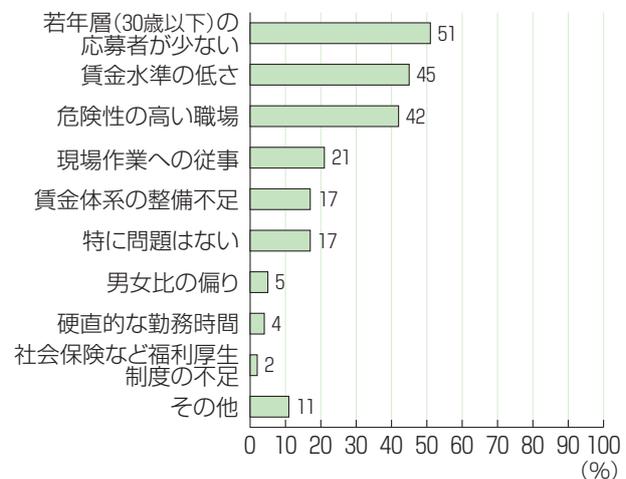
の応募者が少ない」が51%、「賃金水準の低さ」が45%、「危険性の高い職場」が42%などが挙げられた（第5図）。

退職理由としては、回答割合が高い順に「体力不足」が53%、「キャリアアップ」が24%、「人間関係への不満」が24%、「森林作業の危険性」が22%であった（第6図）。退職理由の半数を「体力不足」が占めており、肉体労働における身体的な負担が主な退職理由となっている。次いで、退職理由のおよそ4分の1を「キャリアアップ」と「人間関係への不満」が占める。

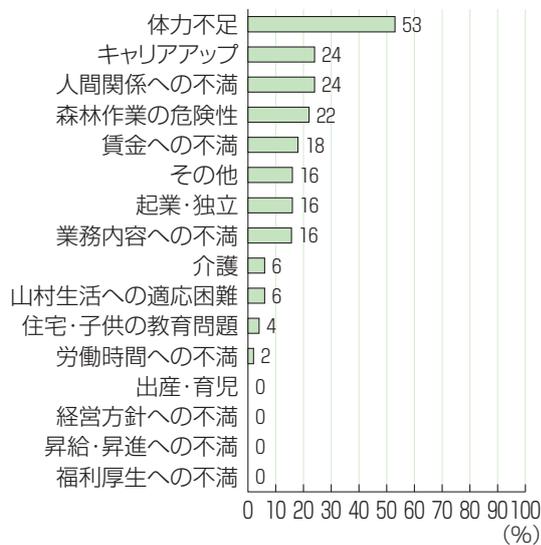
第4図 現業職員の募集先(複数回答)



第5図 現業職員の採用活動における問題点(複数回答)



第6図 現業職員の退職理由(複数回答)



(注2) 本アンケートの離職率は、過去3年間の採用者のなかで退職したものの割合であり、中途と新卒の区別がない。なお、2015年版中小企業白書では、中小企業の採用後3年間の離職率は中途採用で31%、新卒採用で44%である。

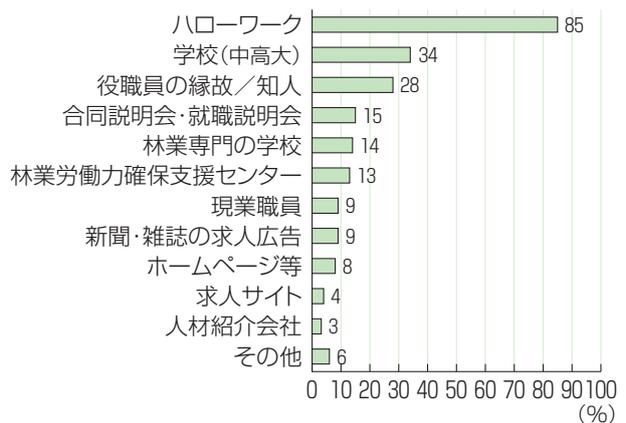
(2) 内勤職員の採用状況

16～18年度の3年間に内勤職員の採用活動を実施した組合は、全国で77%であった。また、採用活動を実施した組合のうち、採用案内に対する応募の状況は、「応募者が求人数を下回った」が18%、「応募者が求人数並みだった」が50%、「応募者が求人数を上回った」が32%であった。したがって、8割強の組合で応募者が求人数並みかそれ以上となっている。そして、採用状況は、「予定していた人数を下回った」が19%、「予定どおりの人数だった」が76%、「予定の人数を上回った」が5%であった。全国では、内勤職員については2割弱の組合で十分な採用人数を確保できていないものの、8割強の組合が予定どおり採用できている。な

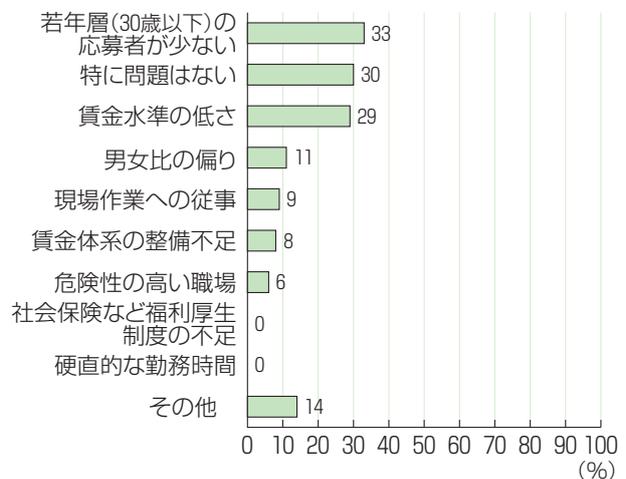
お、3年間の採用人数の全国平均値は1組合あたり3.3人、うち現在も就業中は2.6人、すでに退職は0.8人(離職率24%)であった。

内勤職員の募集先は、「ハローワーク」が85%と最も多く、次いで「学校(中高大)」が34%、「役職員の縁故/知人」が28%の順であった(第7図)。また、採用活動における問題点として、「若年層(30歳以下)の応募者が少ない」が33%、「特に問題はない」が30%、「賃金水準の低さ」が29%などが挙げられた(第8図)。

第7図 内勤職員の募集先(複数回答)

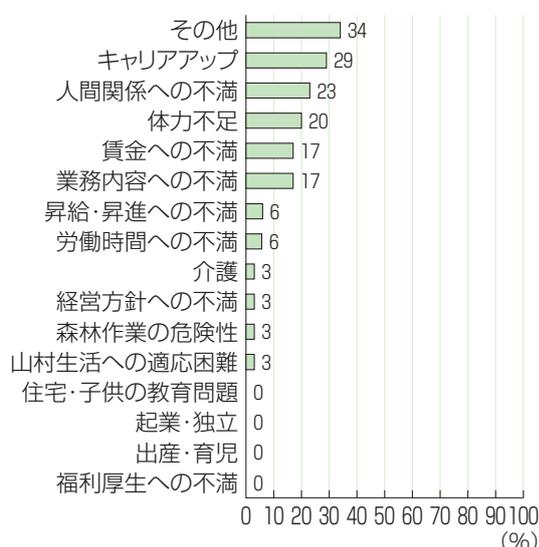


第8図 内勤職員の採用活動における問題点(複数回答)



退職理由としては、「その他」が34%と最も多く、次いで「キャリアアップ」が29%、「人間関係への不満」が23%、「体力不足」が20%の順であった（第9図）。「その他」の内容（自由記入）は、家庭の事情が多く、ほかには病気、結婚に伴う遠隔地への転居、自己都合、営業職の要素が強い業務（施業集約化の提案）に伴うストレスなどが挙げ

第9図 内勤職員の退職理由（複数回答）



られている。また、「キャリアアップ」の回答が多い点は、現業職員と共通している。

(3) 職員の定着に資する取組み

まず、賃金や人事評価、労働環境等に関して行っている取組みとしては、「労働安全対策の徹底」が71%と最も多く、次いで「作業負担の軽減（高性能林業機械等の導入）」が64%、「高齢者雇用（雇用延長や定年年齢引上げ）」が49%の順であった（第5表）。いずれの取組みも職員定着を目的に行う組合の割合は5割台である。一方、「他業態よりも高い賃金水準の確保」が11%、「勤務時間弾力化（フレックスタイム・短時間勤務）」が5%と、実施中の組合は少ないものの、そのうちで職員定着を目的に実施する組合の割合はそれぞれ91%、80%と高い。

次に、福利厚生や教育等に関して行っている取組みとしては、「研修や免許・資格取得の費用負担・補助」が92%と最も多く、次いで「社会保険への加入など福利厚生制

第5表 賃金や人事評価、労働環境等に関して行っている取組みとそのうち特に職員の定着を目的に行っている取組み（複数回答）

	(単位 %)	
	実施中の取組み	うち職員定着目的
他業態よりも高い賃金水準の確保	11	91
勤務時間弾力化（フレックスタイム・短時間勤務）	5	80
月給制採用など賃金体系の改善	39	73
能力や適性に応じた昇給・昇進	37	71
通年就業体制の確立（冬期間や雨天日の仕事を確保）	27	64
高齢者雇用（雇用延長や定年年齢引上げ）	49	58
業務プロセスの改善（業務の標準化・マニュアル化など）	11	55
女性の働きやすい環境整備（管理職登用、再雇用など）	21	55
労働安全対策の徹底	71	53
職場環境・人間関係への配慮（ハラスメント防止等）	37	53
時間外労働削減・法定休暇利用促進	42	51
作業負担の軽減（高性能林業機械等の導入）	64	50
公正な待遇の確保（正規と非正規間の待遇差の解消）	15	40
その他	3	-
特になし	4	-

第6表 福利厚生や教育等に行っている取組みとそのうち特に職員の定着を目的に行っている取組み(複数回答)

(単位 %)

	実施中の取組み	
		うち職員定着目的
借り上げ住宅の整備	2	100
キャリアプランやライフプランなど相談体制の確保	4	75
家賃・住宅にかかる補助	33	71
高校や林業大学校、4年制大学等と連携した継続教育研修	3	67
研修や免許・資格取得の費用負担・補助	92	66
造林や伐採の指導班の編成または指導者を任命しサポート	26	63
社会保険への加入など福利厚生制度の充実	83	63
交通費にかかる補助	67	58
その他	4	75
特になし	6	-

度の充実」が83%、「交通費にかかる補助」が67%の順であった(第6表)。いずれの取組みも職員定着を目的に行う組合の割合は6割前後である。一方、「借り上げ住宅の整備」が2%、「キャリアプランやライフプランなど相談体制の確保」が4%と、実施中の組合は少ないものの、職員定着を目的に実施する組合の割合はそれぞれ100%、75%と高い。

おわりに

今回の調査の柱は2つあり、第一に、森林経営管理制度と森林環境譲与税について伺った。組合管内市町村における森林経営管理制度に関する事業の実施状況は、調査時点で3割強の市町村で制度の運用が開始されていなかったが、8割半ばの森林組合が「制度実施以前の会議・打合せ等への参加」をしていた。森林資源の状況や事業実施のための補正予算の成立時期、制度運用の財源となる森林環境譲与税の配分額に地域差があることなどからその進捗に差はあ

るものの、多くの市町村で、何らかの会議・打合せ等が実施されており、同事業が着実に進んでいることがうかがえる。

第二に、職員の採用・定着状況について伺った。現業職員については、半数弱の組合で十分な採用人数を確保できていなかったが、内勤職員については、8割強の組合が予定どおり採用できていた。内勤職員よりも植林や伐採など主に現場の作業を担当する現業職員の人材確保が難しく、人手不足が深刻化している。

その要因(自由記入)については、「林業労働力の不足」や「林業のみならず働き手が不足している状況」などの意見があった。また、「現業職員の減少が大きく、作業量を増やせない」や「一人親方である従来の林業従事者の減少による造林、保育事業の実行が難しい状況となっている」などから、林業の現場では人手不足が要因となって作業が滞る問題が生じている様子がうかがえた。

(あんど う りちか)



森林組合法の改正

——背景と論点——

主事研究員 多田忠義

森林組合法（以下「法」という）の一部を改正する法律（以下「改正法」という）が2021年4月に施行される^(注1)。森林環境譲与税や森林経営管理制度等の新制度が開始され、森林組合系統が役割を担う地域林業への期待がますます高まるなかでの改正となったため、その内容に対する注目度は高い。以下では、法改正に至るまでの議論、改正内容、国会でのやり取りを簡単にまとめ、今後の展開について検討していく。

(注1) 一部の条項は、経過措置が適用される。

1 法の改正に至るまでの議論

法改正のうち組合間の連携強化については、政府と森林組合系統の双方がその必要性を認識し、実現に至ったと判断される。時系列順に、成長戦略フォローアップ（19年6月21日閣議決定）、令和元年度全国森林組合代表者大会（19年10月17日開催）、未来投資会議構造改革徹底推進会合（19年11月22日開催）の3つの会合記録や林野庁による背景説明（20年3月）等の公表資料から、その必要性に関する見解を確認できる。

(1) 成長戦略フォローアップ

19年6月21日に閣議決定された成長戦略

フォローアップでは、地方施策の一つに林業改革を位置づけている。森林組合系統に関わる記述は、第1表に掲げたとおり、2か所で登場する。いずれの項目も、法改正案における多様な連携手法の導入に關係するものであり、政府が森林組合系統の経営基盤強化^(注2)に向けた検討を指示したと捉えられる。なお、日本林業調査会『林政ニュース』609号は、この閣議決定を受けて、林野庁は法を改正する検討に着手したと報じている。

(2) 令和元年度全国森林組合代表者大会

19年10月17日に開催された令和元年度全

第1表 成長戦略フォローアップにおける森林組合系統の関係記述

Ⅲ. 人口減少下での地方施策の強化
7. 農林水産業全体にわたる改革とスマート農林水産業の実現
(2) 新たに講ずべき具体的施策
iii) 林業改革
① 原木生産の集積・拡大
(略)
・ 森林組合について、製材工場等の大規模化等に対応し、組合間の連携手法の多様化に向けた検討を行う。
(略)
③ 木材の利用促進
(略)
・ 森林組合や民間企業等が連携して高付加価値木材製品の輸出を行う取組の促進を図る。
(略)

資料 成長戦略フォローアップ
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/fu2019.pdf>(20年8月4日最終確認)

(注) 下線は筆者によるもの。

第2表 令和2年度林業政策・予算に関する要望(抜粋)

1. 森林資源の循環利用推進と公益的機能発揮促進
(内訳は省略、以下3～6の項目も同様)
2. 森林の適切な管理対策の推進
 - ・ 森林経営管理制度の円滑な運用に向けた支援
 - ・ 森林組合等の連携強化や経営安定等のための制度改正
 - ・ 施業集約化・森林境界明確化の推進への支援
 - ・ シカ等による森林病虫獣害への対策強化・拡充
3. 人材の確保・育成と労働安全対策強化
4. 生産性向上と需要拡大による国産材の利用促進等
5. 林業及び山村振興等に必要な林業税制の改正
6. 激甚な災害からの復旧・復興

資料 全国森林組合連合会「森林組合」No.593、15頁

(注) 下線は筆者によるもの。

国森林組合代表者大会では、令和2年度林業政策・予算に関して、第2表に示した6項目の要望を決議した。このうち、第2項目は、法改正の内容に関係しており、森林組合系統としても組合間の事業連携手法に関する制度的措置を要望したことがうかがえる。なお、日本林業調査会『林政ニュース』615号は、森林組合系統の総意として、法改正を「強く要望する」ことを決定したと報じている。

また、この要望に関連し、大会決議では、多くの関係者との緊密な連携の下、「森林経営管理制度の円滑な実施と森林組合・連合会の事業連携強化・経営安定化のための取組強化」に森林組合系統一丸となって取り組んでいくことを表明している。

(3) 未来投資会議構造改革徹底推進 会合

19年11月22日に開催された未来投資会議構造改革徹底推進会合「地域経済・インフラ」会合(農林水産業)第14回では、長崎県森林組合連合会が原木輸出および協定販売^(注3)について、林野庁が林業・木材産業の成長

産業化に向けた改革の工程表、森林組合系統の販売体制の強化およびスマート林業等の林業イノベーションに向けた取組目標等^(注4)について、それぞれ議論した。長崎県森林組合連合会は、足元の取組みを説明したが、原木の需給調整を広域化することで安定供給体制の確立と価格交渉力の更なる向上を主眼に置いていた。この説明に続く形で、林野庁は、「林業・木材産業の成長産業化に向けた改革の工程表」に2つの新たな取組事項を追加したことを提示し、詳細を説明した。このうち、多様な連携に基づく森林組合系統の販売体制強化に資する制度改正は、原木生産の集積・拡大の取組みの分野に位置づけられている。

(注2) 改正法では、多様な連携手法の導入による収益機会の確保やマーケティング力の強化(財務基盤の強化)、正組合員資格の拡大(組織基盤の強化)、一部の理事の要件制定(ガバナンスの強化)が意図されており、これらが、経営基盤強化の意図する内容と解される。

(注3) 資料6 長崎県森林組合連合会提出資料で足元の販売体制強化に関する説明がなされている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/nourin/dai14/siryou6.pdf>
(20年8月6日最終確認)

(注4) 資料7 農林水産省提出資料(2)で法改正に関係する議論がなされている。
<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/miraitoshikaigi/suishinkaigo2018/nourin/dai14/siryou7.pdf>
(20年8月6日最終確認)

2 改正法を得る過程の議論

(1) 林政審議会での議論

法改正の論点整理は、森林・林業基本法第29条に基づき設置されている林政審議会

および林政審議会施策部会で執り行われた。まず、19年10月31日の林政審議会（持ち回り審議）で森林組合の現状について林政審議会委員で共有したのち、同11月11日および同12月2日に開催された施策部会では、ドイツの林業連合も参考にしながら、森林組合の販売体制強化や事業連携の手法、組合員や理事への女性参加割合の引上げ、組合員資格の拡大、理事会のあり方等について検討を重ねた。その後、20年1月9日の林政審議会では、施策部会における検討結果の報告を受け、後述する3つの主要な事項で法改正することに対し、審議委員の賛同が得られた。

(2) 林野庁による法改正案の背景説明

林政審議会の議論を経て、20年3月に国会に法案が提出された。その概要^(注5)には、改正を必要とする背景が説明されている（第3表）。これまで述べてきた会合での議論の出発点である林業の成長産業化や既に実施されている森林経営管理制度等を着実に実施するための経営基盤強化を目的とした法改正であることが明示されている。

(注5) 「森林組合法の一部を改正する法律案の概要」

<https://www.maff.go.jp/j/law/bill/201/attach/pdf/index-43.pdf> (20年8月17日最終

確認)

3 改正法の主な内容と捉え方

改正法には、以下に述べる3つの主要な事項およびその他規定の見直しが含まれている。このなかで一番力点が置かれているのは、森林組合系統の経営基盤を強化するために措置する「組合間の多様な連携手法の導入」であるが、これ以外に、若年層・女性の参画を促すこと、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限配慮すること、および農協、漁協について措置済みの改正事項について同様に改正することなどが盛り込まれている。

(1) 組合間の多様な連携手法の導入

これまで推進されてきた森林組合系統の経営基盤強化対策は、主に合併であるが、法改正により、「事業譲渡」「吸収分割」「新設分割」^(注6)が新たに規定されることとなる。既存の個別森林組合の事業区域を変更する必要はなく、複数の都道府県ないし市町村にまたがった産地単位の販売を可能とするもので、広域化に伴う需給情報の収集力向上、取扱量増加に伴う価格交渉力の向上、

第3表 森林組合法の一部を改正する法律案の概要(背景を抜粋)

- 戦後造成された人工林の本格的な利用期の到来や、近年における森林経営管理制度の創設等を受けて、地域の林業経営の重要な担い手である森林組合は、森林経営管理制度の担い手である「意欲と能力のある林業経営者」として、森林の経営管理の集積・集約、木材の販売等の強化、さらにこれらを通じて山元への一層の利益還元を進めていくことが必要。
- このため、森林組合と組合員との信頼関係を引き続き保ちつつ地域の森林整備に取り組みながら、販売事業を拡大して経営基盤の強化を図ることができるよう、森林組合の組織運営に係る制度の見直しが必要。

資料 (注5)の文書から一部抜粋
(注) 下線は原文のまま。

および需給調整能力の向上等が見込まれるものである。

森林組合の主要な収益源は森林整備部門（全国の取扱高の5割）であるが、それに次ぐ販売部門も同じく3割を占めている。森林組合によって取扱高に占める販売部門の割合は様々であるため一概にはいえないものの、事業譲渡や吸収・新設分割による販売事業の強化を模索する地域が生まれる可能性もある。また、合併に抵抗のあった森林組合が、事業の一部を他の森林組合または森林組合連合会とともに法改正により措置された方法で連携できるよう動き出す可能性もある。

一方、都道府県森林組合連合会では、取扱高の8割が販売事業である。大規模な製材工場や合板工場が立地する地域では、森林組合や森林組合連合会が販売事業を分離統合し、大規模な需要に対応することも可能になる。例えば、原木輸出体制を構築するうえで、都道府県森林組合連合会単位ではなく、輸出港を軸にした原木の集荷圏単位で販売部門を統合したほうが、効率よく輸出事務や検疫対応、需給調整等を実行できると思われる。一方で、主力事業を分離統合することはリスクという見方もあり、県域を超えた窓口の一本化という従来の取組みを維持する可能性もある。

(2) 正組合員資格の拡大

森林組合の経営基盤を強化するにあたり、組織の基盤である組合員の確保は極めて重要な事業課題である。所有者不明森林の増

加で森林の適切な管理や利用が阻害される懸念があるなか、森林組合の正組合員の資格要件が拡大され、同一の世帯に属する者から推定相続人に改正される。これにより、森林組合の地区外に住む別世帯であっても、推定相続人であれば、複数人が正組合員となる資格を得られるようになる。これは、将来にわたって組合員を確保しやすくする改正といえる。

また、相続等による代替わりで組合員の後継者を捕捉できなくなる場合も散見されるため、改正法により、所有者の探索に時間を要する森林を減らしたり、所有者不明森林の発生を抑制したりすることが期待される。

(3) 事業の執行体制の強化

理事に関する事項が2つ、森林組合の事業目的に関する事項が1つ改正される。理事に関する事項の1つ目は、「販売事業等又は法人の経営に関し実践的な能力を有する」理事の配置が義務化されることである。後に国会での議論を紹介するが、現時点で、どのような資格・経歴があれば適法であるか、明らかにされていない。一方で、改正法の趣旨に照らせば、地域ごとに販売事業の実態が異なることから明確な基準を定めることは難しいと考えられる。

理事に関する事項の2つ目は、理事の年齢・性別の著しい偏りの是正である。林業従事者の平均年齢は農業・漁業に比べ若返りしているものの、理事は、男性かつ高齢者に偏っている。SDGs達成の観点からも、

年齢構成・性別の偏り是正は必要な措置である。ただし、森林組合の組合員は、山林所有者を基盤とし、業を営む者を基盤とする農協・漁協とは異なるため、この偏り是正は容易ではない。また、本規定はいわゆる「努力義務」であり、林野行政や森林組合系統がこのことに対しどの程度積極的に取り組むかが鍵を握る。

森林組合系統の事業目的に関する事項は、事業の目的規定の一部削除と追加である。具体的には、森林組合系統が「営利を目的としてその事業を行つてはならない」旨の規定が削除され、森林組合系統が「その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」旨の規定が追加される。もともと、追加される規定は、これまでも森林組合系統が積極的に取り組んできたといえる。法改正を受けて、森林組合系統は改めて森林の公益的機能の維持増進と林業所得の増大に努めていくこととなる。

(4) その他の改正事項

以下の3点は、農協、漁協に対して措置済みの改正事項であることから、森林組合系統に対しても同様に改正される。

- ①現場での活用があまりみられないことから、専用契約（組合員が所属する森林組合の事業の一部を専ら利用すべき旨の契約）に関する規定を削除すること。
- ②最高裁判所の判例や農協法改正を踏まえ、役員（理事）の競業避止義務に関する

規定を削除すること。

- ③出資一口の金額の減少、合併等における債権者の異議申立の手続きを簡素化するよう規定を改正すること。

(注6) 詳しくは、林野庁(2020)「特集 森林組合法改正～森林組合の経営基盤強化に向けて～」【林野】7月号、No.160、3～6頁を参照のこと。
<https://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kouhousitu/jouhoushi/attach/pdf/0207-4.pdf> (20年8月19日最終確認)

4 国会での議論

法案に対し、第201回通常国会の会期中、両院農林水産委員会で質疑が行われた。以下では、筆者が特に注目した論点について、発言を参照しながら確認していきたい。^(注7)

- (1) 「営利を目的としてその事業を行つてはならない」との規定を削除し、「組合は、その事業を行うに当たっては、森林の有する公益的機能の維持増進を図りつつ、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならない」を新設したことについて

注目論点の1つ目は、いわゆる非営利規定の削除についてである。そもそも、現行の農業協同組合法、水産業協同組合法では、「営利を目的としてその事業を行つてはならない」という規定はない。^(注8) また、非営利規定が削除されても、森林組合が組合員へ直接奉仕する基本原則には変わりがないことを確認している。あくまでも、森林の持つ公益的機能の維持増進を図ることを担保しつつ、組合員への利益還元、職員の処遇

第4表 非営利規定に関する参議院農林水産委員会でのやり取り:その1

本郷林野庁長官「森林組合については、改正後も森林組合員への直接の奉仕が求められることには変わりがございません。さらに、今後は、森林経営管理制度の創設を受けて、意欲と能力のある林業経営者として山元への一層の利益還元に向けてますます大きな役割を果たすことが期待されているところと考えております。

このような中で、営利を目的としてその事業を行ってはならないとの規定を今後とも残したままとすると、あたかも組合が組合員の利益増進のためであっても利益を得てはならないというような誤解を与えかねませんし、現実には、組合員が組合の利益増進のためでも利益を得てはならないと発言する森林組合の役員もいたりすることから、このような規定を削除した上で、組合員への利益の還元、組合の事業に従事する者の処遇の改善を促すため、林業所得の増大に最大限の配慮をしなければならぬということを公益的機能の維持増進を図ることと併せて規定に追加したところでございます。」

資料 「第201回国会参議院農林水産委員会会議録第12号(令和2年5月14日)」より抜粋
(注) 下線は筆者による。

第5表 非営利規定に関する参議院農林水産委員会でのやり取り:その2

紙委員「(略)ある森林組合の役員さんは、こん包材とか製材などを行っている加工部門が赤字だけれども、地元の雇用を守るために事業を継続していると。(略)

森林所得を最大限に配慮するというふうに言われたら、これ、赤字部門を切り捨てる森林組合が出てくるんじゃないんですか。」

本郷林野庁長官「(略)今委員が申し上げられましたような、地域の雇用を守る、地域の森林を守るということも森林組合の、特に組合員の利益を守っていくためにも必要なことだというふうに思っております。」

資料、(注)とも第4表に同じ

改善を促すため、改正案を得たとしている(第4表)。

なお、加工部門の赤字を他の部門で補っている森林組合も存在することを念頭に、本規定の改正が、部門別採算性の強化につながるのではないかと懸念する指摘があったものの、林野庁は、その懸念はあたらなとの考えを提示した(第5表)。

(2) 女性の組合員や理事の割合を改善する方法について

森林組合の組合員や理事に占める女性の割合は現状、農協に比べ圧倒的に低い。正組合員に占める女性の割合は、農協で22.4%(19年)、森林組合は10.4%(18年度)、役員(常勤・非常勤理事および監事、農協は経営管理委員も含む)に占める女性の割合は、農協で8.4%(19年)、森林組合で0.5%(18年度)^(注9)である。この現状は、両院の農林水産委員会で委員から示され、数値目標を設定すべ

きとの指摘や改善策の具体化を要望する場面があった(第6、7表)。

政府参考人や農林水産大臣等の答弁では、森林組合によって事情が異なることから数値目標の設定は慎重にならざるを得ないものの、現在検討中の次期系統運動方針が策定される機会を捉え、関係諸団体と連携しながら農林水産省として系統へ働きかけていくこと、および森林組合系統だけでなく農協も含めた優良事例の横展開を図る方向性が提示された(第6、7表)。

(3) 理事要件「林産物の販売若しくはこれに関連する事業又はこれらの事業を行う法人の経営に関し実践的な能力を有する者」について

この規定を満たす要件、人材確保の方法について、林野庁の見解が示された(第8表)。今後、林野庁は資格要件等を厳しく設けず、柔軟な運用を認める方向であること

第6表 女性の組合員や理事の割合を改善する方法に関する参議院農林水産委員会でのやり取り

藤木大臣政務官「(略)森林組合における組合員の後継者世代や女性の参画については、森林組合系統が自主的に取り組んでいただくことが重要であると考えております。そのためには、本年秋に策定される系統運動方針において系統としての数値目標が決定されることも重要であると考えており、農林水産省としても系統に働きかけてまいりたいと考えております。

また、若年層や女性が組合員となって組合の活動が活性化している事例等を紹介し、横展開を図ることによって系統の取組を後押しするなど、取組状況の進展の度合いに応じた適切な促進策などを講じることにより、組合員の若返りと女性の参加の一層の後押しを行ってまいりたいと考えております。

(中略)

打越委員「(略)やはり女性の参画の推進というのを指すのであれば法案というわけではなくて政策の中でということになると思いますが、数値目標を掲げるというようなことを御検討いただけないでしょうか。」

江藤農林水産大臣「(略)それぞれの森林組合によって事情が違いますので、それぞれの地域によって足し上げる形で目標を立てていただかなければなりませんから、こちらの方から、我々は極めて公的な機関ですので、これをやらなければなりませんということはなかなか難しいですが、しかし、連携をして、こういう方々に対しても数値目標を是非定めてほしいという要請はさせていただこうというふうに思っております。(略)男女共同参画社会の実現ということで、決して山に入ることだけが森林組合の経営ではありませんので、販売であったり福利厚生であったり、いろんなほかの部門で組合の中で女性が活躍いただける場面というのはたくさんあると思います。もちろん山に入っていくことも含めて、これから、そういう団体の方々と、運動方針の策定に当たってはできるアドバイスはしっかりさせていただきたいと、そう考えております。」

資料、(注)とも第4表と同じ

第7表 女性の組合員や理事の割合を改善する方法に関する衆議院農林水産委員会でのやり取り

森夏枝委員「(略)森林組合での女性参画の促進も重要であるとの認識で本法改正を進めておられると思いますが、まずは農協の状況について伺います。(略)」

横山政府参考人「(略)農協系統では、平成六年、第二十回のJA全国大会におきまして、女性の正組合員加入、総代、理事への就任、各種委員会への参加を進めることを決議いたしました。さらに、平成三十一年の第二十八回大会におきまして、正組合員の三〇%以上、総代の一五%以上、理事等の一五%以上という目標を定め、それを受けまして各JAで取り組んでいるところでございます。(略:優良事例としてJAグループ滋賀の取組を紹介)」

森夏枝委員「(略)女性正組合員や役員をふやすために何か積極的に取り組まれることはあるのでしょうか。」

本郷林野庁長官「(略)森林組合における女性の参画については、今も農協のお話ございましたけれども、農協系統が自主的に取り組み、さまざまな活動をされた結果、女性の割合がふえている。そういうものを追いかけて、森林組合系統が自主的に取り組んでいただくことが重要であると考えております。(略)

農林水産省としても、このようなことを系統に働きかけてまいりたいと考えておりますし、女性が正組合員や役員となって活躍していくことで組合の活性化が図られている、そういう事例ができればそういうものを紹介し、横展開を図ることによって、系統の取組を後押ししてまいりたいというふうに考えております。」

資料 「第201回国会衆議院農林水産委員会会議録第14号(令和2年5月27日)」より抜粋
 (注) 下線は筆者による。

第8表 理事の要件に関する参議院農林水産委員会でのやり取り

本郷林野庁長官「販売事業に関して実践的な能力を有する理事については、販売に関して実務経験のある者、経営の分析の可能な者などが当たるということで、具体的には各組合で実態に応じて判断してもらうことを考えておりますけれども、例えば、組合の販売事業において中心的な役割を担っている職員、あるいは原木市場、森林組合の木材共販所、そういうものに勤務した経験がございまして木材販売に関してノウハウのある者を登用することなどが想定をされるところでございます。

令和二年度予算においても新たに措置したこれらの林業経営を担う人材の育成を図るための予算を活用しながら、理事の育成、確保を図ってまいりたいというふうに考えております。」

資料、(注)とも第4表と同じ

と、人材育成を図るための予算が措置済みであることが読み取れる。また、森林組合系統の販売事業にマーケティングの考え方を取り入れ、原木の価値を最大化し、もって、林業所得の最大化に貢献してほしいという林野庁の考えが、この答弁に表れている(第9表)。

なお、販売事業を行わない組合については、この規定の適用を免れる旨の答弁があったが、改正法には規定されていないことから、別途、政令により当該条項は適用除外であることが規定されるとみられる(第9表)。

第9表 理事の要件に関する衆議院農林水産委員会でのやり取り

本郷林野庁長官「(略)これまでの森林組合法においては、販売事業等に関し実践的な能力を有する理事を配置すべき旨についての規定を置いておりませんが、(略)今回新設する第四十四条第十項は、これを法律上明文化し、森林組合のマーケティング力の強化を促進するものでございます。
このため、このような理事を配置することが求められる組合は販売事業を行う組合に限ることとしており、御指摘のような森林整備事業だけを行い販売事業を行わない組合については対象外と考えております。」

資料、(注)とも第7表に同じ

(4) 地域や森林組合系統の個別事情を 勘案するよう釘を刺した附帯決議

参議院および衆議院農林水産委員会では、法案の採決後、附帯決議が付された。文言に違いはあるものの、趣旨はほぼ同一で、地域や森林組合系統の個別事情に応じた経営基盤の強化、各種環境整備を推進するよう支援の拡充や指導を要望する旨が定められている。例えば、正組合員や役員に占める女性の割合の数値目標は、地域ごとの実情を踏まえて設定されるべきと解釈される。

(注7) 田辺(2020)は、改正案の国会における議論の要点を網羅している。

(注8) 農業協同組合法では、16年4月の改正法施行で非営利規定が削除された。

(注9) 農協の値は、JA全中「全JA調査(平成31年4月1日現在)」、同「JA女性役員等調査(令和元年7月末現在)」に基づく。森林組合の値は、林野庁「平成30年度森林組合統計」に基づく。

5 今後の展開

改正法の規定の詳細は必要に応じて政令

で定められ、21年4月の施行日を迎えることとなろう。当面は、政令の中身に注目する必要がある。また、現在検討中の次期系統運動方針でどのような目標が示されるかも、改正法の実効性を高めていくうえで焦点となる。

今後の展開で注目すべきは、改正法で措置される各規定を森林組合系統がどの程度生かして事業を推進していくかである。新型コロナウイルス感染症の影響で一時的に木材需要が縮小するなか、経営基盤の強化手法として、改正法で措置される多様な連携手段の活用を模索する森林組合・連合会が出現する可能性はあるだろう。

<参考文献>

- ・田辺真裕子(2020)「森林組合の経営基盤強化に向けた法改正—森林組合法改正案をめぐる国会論議—」『立法と調査』7月、No.426、59~70頁

(ただ ただよし)





村田 武 著

『家族農業は
「合理的農業」の
担い手たりうるか』

本書が問う「先進国における現代の家族農業、すなわち家族労働が主な農作業を担う小規模農民経営は、マルクスのいう人間と自然との物質代謝に亀裂を生じさせない『合理的農業』の担い手になりうるのではないか、そのための農法転換が家族農業には可能ではないか」というテーマには、現代の農業・農村社会が抱える様々な問題が詰まっており、著者はそれを一つ一つひも解くことで解決の糸口を提供している。構成は以下のとおりである。

- 序 新自由主義グローバリズムの自然環境破壊
- I 環境先進国ドイツの「気候変動対策」
- II マルクスの「合理的農業」と現代の家族農業
- III なぜ農民経営か
- ミハエル・ベライテス『スイスモデルか、カザフスタンモデルかーザクセン州農村の発展をめざす農業政策についての「覚書」一』
- IV 日本農業に求められるもの

マルクス経済学での資本主義発展と小農といった相克する問題に対峙し、先進国を対象とした長年の研究によって、小農の存在意義と問題を克服するための道筋が明快に示される点（序章とII章が中心）をもってしても本書の学術的価値は大変重要なものであるが、それにとどまらず実践的なアプローチから様々な提言がなされており示唆に富む。

ここでは、その実践的内容を中心に本書を紹介することとしたい。著者は家族農業の問題を途上国だけでなく先進国における問題でもあると捉え、①先進国に共通する中小家族経営の経営危機と離農にともなう農業構造の変化とともに、②アグリビジネス主導の「農業の工業化」へのオルタナテ

ィブをめざす運動が中小家族農業に担われていることに注目してきた。本書に先立って出版された村田武編著『新自由主義グローバリズムと家族農業経営』（筑波書房、2019年12月刊）では、アメリカと欧州におけるオルタナティブ運動が紹介されている。

I章ではその後のドイツの動きが紹介されており、連邦政府は農業にも大胆な「気候変動対策」を提起し、中小農民団体（AbL）からは積極的な意見表明がなされている。III章は東部ドイツでは社会主義時代の「農業生産協同組合」（LPG）が東西ドイツ統一後も解体されず家族農業の復旧・創設に至っていない現状を憂い、再建に向けた具体性に富む提案（翻訳・要約版）が示される。いずれも農民（農民団体）が科学的・客観的な分析を踏まえて極めて論理的な主張をしていることに驚く。農民は食料を生産すると同時に社会の課題解決に貢献できる存在であり、その責任を果たす決意とそのため前提条件をはっきりさせることを政策に求めている。そこにあるのは「農民の矜持^{きやうじ}」だ。IV章ではそれらを踏まえた日本農業への提言がなされる。

食と農のグローバル化・大規模化の負の側面として、農産物・食料の国際価格の乱高下、気候変動や災害、大規模な土地収奪、環境汚染、水資源の枯渇、多国籍企業による種子の囲い込み、食の安全性などの問題を生み出してきた。今まさに農業・食料生産システムと地域の持続可能性が問われている。

こうしたなか、家族農業がこれら問題解決に期待できるとして、国連は「家族農業の10年」（19~28年）を定めた。家族農業は経済・環境・社会面で重要な要素を構成しており、本書はその価値と可能性を一層鮮明なものにしている。

—筑波書房 2020年7月

定価1,500円（税別）165頁—

（主席研究員

河原林孝由基・かわらばやし たかゆき）

書籍案内



JA経営の真髄 地域・協同組織金融と JA信用事業

農林中金総合研究所 編著

2019年10月1日発行 A5判176頁 定価1,900円(税別) 全国共同出版(株)

地域・協同組織金融機関は様々な課題を突き付けられている。とりわけJA信用事業は、低金利の長期化により事業環境が厳しさを増していることに加え、農協改革においてその存在意義が改めて問われている。本書では、こうしたなかで生き残りを模索する金融機関の取組事例を紹介する。JAに限らず、その他の地域・協同組織金融機関や海外の事例も取り上げている。

目 次

はじめに

【第1部 地域・協同組織金融機関】

第1章 協同組織金融の形成と展開

第2章 地域金融機関を巡る環境変化——金融再生プログラム以降の金融行政から——

第3章 マイナス金利政策下における地域金融機関の経営戦略
——生き残りをかけた広域化戦略と深掘り戦略——

第4章 信用金庫の取引先支援——貸出金残高減少に歯止めをかける——

第5章 積極化する地銀の農業融資

【第2部 欧州の協同組織金融機関】

第6章 地域・協同組織金融機関と再生可能エネルギー

第7章 欧州の協同組合銀行——農業融資への取組みを中心に——

【第3部 JA信用事業】

第8章 JA信用事業の渉外活動における諸課題
——総合事業体としての特徴を活かした事業推進——

第9章 ローン利用者の行動に対応したJAの取組み
——住宅関連会社営業と職域ローンの事例——

第10章 農業融資の現状とJAの取組み

第11章 金融機関の店舗再編の動向——JAと銀行等の事例から——

第12章 特性を活かしたJA信用事業の展開

あとがき

購入申込先…………… 全国共同出版(株) TEL 03-3359-4811(営業部)
問合せ先…………… (株)農林中金総合研究所 TEL 03-6362-7700(代表)

統計資料

目次

1. 農林中央金庫 資金概況 (海外勘定を除く)	(47)
2. 農林中央金庫 団体別・科目別・預金残高 (海外勘定を除く)	(47)
3. 農林中央金庫 団体別・科目別・貸出金残高 (海外勘定を除く)	(47)
4. 農林中央金庫 主要勘定 (海外勘定を除く)	(48)
5. 信用農業協同組合連合会 主要勘定	(48)
6. 農業協同組合 主要勘定	(48)
7. 信用漁業協同組合連合会 主要勘定	(50)
8. 漁業協同組合 主要勘定	(50)
9. 金融機関別預貯金残高	(51)
10. 金融機関別貸出金残高	(52)

統計資料照会先 農林中金総合研究所調査第一部
TEL 03 (6362) 7752
FAX 03 (3351) 1153

利用上の注意 (本誌全般にわたる統計数値)

- 1 数字は単位未満四捨五入しているので合計と内訳が不突合の場合がある。
- 2 表中の記号の用法は次のとおりである。
「0」 単位未満の数字 「-」 皆無または該当数字なし
「…」 数字未詳 「△」 負数または減少
「*」 訂正数字 「P」 速報値

1. 農林中央金庫資金概況

(単位 百万円)

年月日	預金	発行債券	その他	現金 預け金	有価証券	貸出金	その他	貸借共通 合計
2015. 7	54,374,193	3,438,644	34,909,927	10,797,213	58,394,802	18,313,798	5,216,951	92,722,764
2016. 7	61,050,075	2,896,379	28,886,283	21,619,836	53,150,884	12,812,756	5,249,261	92,832,737
2017. 7	64,377,264	2,207,133	39,319,634	22,273,382	61,810,364	10,348,206	11,472,079	105,904,031
2018. 7	66,847,776	1,601,665	34,256,456	27,405,290	51,471,582	11,399,305	12,429,720	102,705,897
2019. 7	66,390,057	1,089,511	32,524,016	20,957,122	52,938,538	17,558,358	8,549,566	100,003,584
2020. 2	64,741,039	828,909	32,629,644	20,340,164	51,892,223	18,045,584	7,921,621	98,199,592
3	65,307,792	791,446	34,725,115	18,550,383	54,596,258	18,314,178	9,363,534	100,824,353
4	65,152,691	753,549	34,712,449	20,004,434	52,540,252	18,002,110	10,071,893	100,618,689
5	65,221,680	716,471	35,715,611	19,711,016	54,321,004	17,201,479	10,420,263	101,653,762
6	66,119,194	679,680	35,724,801	20,131,725	54,739,090	18,178,601	9,474,259	102,523,675
7	65,057,441	642,687	33,399,548	19,036,661	48,201,969	18,533,255	13,327,791	99,099,676

(注) 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。

2. 農林中央金庫・団体別・科目別・預金残高

2020年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	定期預金	通知預金	普通預金	当座預金	別段預金	公金預金	計
農業団体	54,004,164	-	2,924,488	74	3,549	-	56,932,275
水産団体	1,848,921	300	152,671	1	68	-	2,001,962
森林団体	1,986	-	5,209	1	205	-	7,400
その他会員	799	-	23,284	-	-	-	24,082
会員計	55,855,870	300	3,105,652	75	3,822	-	58,965,719
会員以外の者計	530,436	12,295	666,011	93,631	4,784,184	5,166	6,091,722
合計	56,386,305	12,595	3,771,663	93,707	4,788,006	5,166	65,057,441

(注) 1 金額は単位未満を四捨五入しているため、内訳と一致しないことがある。 2 上記表は、国内店分。
3 海外支店分預金計 416,804百万円。

3. 農林中央金庫・団体別・科目別・貸出金残高

2020年7月末現在

(単位 百万円)

団体別	証書貸付	手形貸付	当座貸越	割引手形	計	
系 統 団 体 等	農業団体	2,009,193	108,574	29,721	-	2,147,488
	開拓団体	-	-	-	-	-
	水産団体	50,231	2,979	12,223	-	65,433
	森林団体	1,953	1,306	2,764	-	6,022
	その他会員	1,000	510	20	-	1,530
	会員小計	2,062,377	113,369	44,728	-	2,220,474
	その他系統団体等小計	141,513	8,775	52,670	-	202,958
計	2,203,890	122,144	97,398	-	2,423,432	
関連産業	4,983,704	50,467	1,003,988	1,525	6,039,684	
その他	9,287,685	26,236	756,219	-	10,070,140	
合計	16,475,279	198,847	1,857,605	1,525	18,533,256	

(貸 方)

4. 農 林 中 央 金

年月末	預 金			譲渡性預金	発行債券
	当 座 性	定 期 性	計		
2020. 2	7,853,656	56,887,383	64,741,039	32,980	828,909
3	8,350,176	56,957,616	65,307,792	22,980	791,446
4	8,821,781	56,330,910	65,152,691	-	753,549
5	8,844,788	56,376,892	65,221,680	-	716,471
6	9,591,397	56,527,797	66,119,194	22,980	679,680
7	8,670,223	56,387,218	65,057,441	-	642,687
2019. 7	8,703,401	57,686,656	66,390,057	5,000	1,089,511

(借 方)

年月末	現 金	預 け 金	有 価 証 券		商品有価証券	買入手形	手形貸付
			計	うち国債			
2020. 2	46,079	20,294,085	51,892,223	10,958,879	4,480	-	167,393
3	39,368	18,511,015	54,596,258	11,151,007	1	-	171,668
4	60,719	19,943,715	52,540,252	11,656,327	-	-	181,963
5	32,422	19,678,593	54,321,004	11,897,768	-	-	183,510
6	29,580	20,102,144	54,739,090	12,124,633	7	-	181,647
7	28,064	19,008,597	48,201,969	11,902,699	-	-	198,846
2019. 7	82,867	20,874,255	52,938,538	10,368,820	9,543	-	169,102

(注) 1 単位未満切り捨てのため他表と一致しない場合がある。 2 預金のうち当座性は当座・普通・通知・別段預金。
3 預金のうち定期性は定期預金。

5. 信 用 農 業 協 同 組

年月末	貯 金		譲渡性貯金	借 入 金		出 資 金
	計	うち定期性		計	うち信用借入金	
2020. 2	67,409,362	66,041,880	1,034,804	2,349,153	2,114,072	
3	66,743,610	65,494,855	1,001,209	2,327,367	2,213,583	
4	67,172,352	65,768,902	794,378	2,273,525	2,265,503	
5	67,165,741	65,896,937	798,661	2,273,526	2,265,504	
6	68,309,973	66,762,685	886,236	2,244,626	2,284,984	
7	68,286,666	66,835,632	963,745	2,202,126	2,333,028	
2019. 7	67,571,983	66,317,827	1,065,068	2,287,594	2,090,569	

(注) 1 貯金のうち「定期性」は定期貯金・定期積金の計。 2 出資金には回転出資金を含む。

6. 農 業 協 同 組

年月末	貯 金			借 入 金	
	当 座 性	定 期 性	計	計	うち信用借入金
2020. 1	38,224,744	66,549,764	104,774,508	696,107	616,480
2	38,924,463	66,018,839	104,943,302	689,759	610,847
3	39,005,305	65,109,487	104,114,792	708,356	624,718
4	39,656,024	64,997,736	104,653,760	717,630	634,346
5	39,755,791	65,152,493	104,908,284	730,238	646,479
6	40,752,656	65,620,960	106,373,616	719,774	635,946
2019. 6	37,295,487	67,558,606	104,854,093	682,137	594,257

(注) 1 貯金のうち当座性は当座・普通・貯蓄・通知・出資予約・別段。 2 貯金のうち定期性は定期貯金・譲渡性貯金・定期積金。
3 借入金計は信用借入金・共済借入金・経済借入金。

庫 主 要 勘 定

(単位 百万円)

コールマネー	受 託 金	資 本 金	そ の 他	貸 方 合 計
-	1,590,414	4,040,198	26,966,052	98,199,592
-	792,594	4,040,198	29,869,343	100,824,353
-	1,082,929	4,040,198	29,589,322	100,618,689
-	1,253,284	4,040,198	30,422,129	101,653,762
-	1,863,806	4,040,198	29,797,817	102,523,675
-	1,959,811	4,040,198	27,399,539	99,099,676
-	2,347,140	4,040,198	26,131,678	100,003,584

貸 出 金				コ ー ル ロ ー ン	そ の 他	借 方 合 計
証 書 貸 付	当 座 貸 越	割 引 手 形	計			
16,701,813	1,174,035	2,341	18,045,584	131,352	7,785,789	98,199,592
16,824,382	1,316,200	1,926	18,314,178	54,330	9,309,203	100,824,353
16,279,081	1,539,293	1,772	18,002,110	21,362	10,050,531	100,618,689
15,502,425	1,513,344	2,198	17,201,479	75,257	10,345,007	101,653,762
15,992,028	2,003,199	1,726	18,178,601	43,092	9,431,161	102,523,675
16,475,278	1,857,605	1,525	18,533,255	373,220	12,954,571	99,099,676
16,238,036	1,148,943	2,276	17,558,358	672,054	7,867,969	100,003,584

合 連 合 会 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方						
	預 け 金		コールローン	金銭の信託	有 価 証 券	貸 出 金	
	計	うち系統				計	うち金融 機関貸付金
71,648	43,702,002	43,652,861	40,000	1,206,185	19,604,498	8,121,557	1,849,227
83,374	43,233,677	43,170,054	50,000	1,133,199	20,306,202	8,206,788	1,876,836
91,042	43,447,860	43,389,447	55,000	1,236,983	19,055,582	8,209,927	1,884,185
77,840	43,336,834	43,276,598	60,000	1,260,065	19,184,682	8,276,155	1,880,306
78,712	44,366,865	44,310,222	70,000	1,239,869	19,351,403	8,349,971	1,903,021
80,898	43,956,094	43,899,189	68,000	1,250,214	19,587,317	8,410,417	1,906,316
72,688	45,126,822	45,079,235	40,000	1,138,851	18,485,393	7,761,873	1,793,110

合 主 要 勘 定

(単位 百万円)

現 金	借 方							報 告 組 合 数
	預 け 金		有 価 証 券 ・ 金 銭 の 信 託		貸 出 金			
	計	うち系統	計	うち国債	計	うち公庫 (農)貸付金		
445,635	79,401,521	79,191,955	4,008,357	1,428,511	21,907,148	142,480	603	
419,042	79,642,171	79,431,088	3,968,182	1,397,270	21,969,312	141,875	603	
433,826	78,929,265	78,711,455	4,030,806	1,449,727	22,009,899	144,932	603	
491,866	79,342,276	79,129,802	4,119,790	1,499,998	21,950,776	144,648	585	
422,506	79,334,458	79,111,525	4,180,777	1,547,514	22,093,999	144,482	585	
458,111	80,711,143	80,499,994	4,311,034	1,652,863	22,095,573	143,678	585	
434,685	80,111,959	79,880,439	3,791,556	1,356,672	21,892,219	155,205	613	

7. 信用漁業協同組合連合会主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方				借 方					
	貯 金		借 用 金	出 資 金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金	
	計	うち定期性				計	うち系統			
2020. 4	2,354,951	1,627,304	48,966	54,117	18,253	1,878,072	1,859,067	81,619	441,352	
5	2,353,023	1,631,696	48,965	54,217	17,149	1,872,806	1,854,817	81,050	449,163	
6	2,389,434	1,651,948	52,465	54,220	18,089	1,921,411	1,902,494	81,111	447,904	
7	2,408,310	1,668,154	52,465	54,223	18,419	1,935,864	1,917,420	80,000	447,487	
2019. 7	2,427,737	1,722,142	41,166	55,987	18,625	1,947,605	1,930,661	77,997	450,066	

(注) 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。

8. 漁業協同組合主要勘定

(単位 百万円)

年月末	貸 方					借 方						報 告 組 合 数
	貯 金		借 入 金		払込済 出資金	現 金	預 け 金		有 証 価 券	貸 出 金		
	計	うち定期性	計	うち信用 借入金			計	うち系統		計	うち公庫 (農)資金	
2020. 2	763,282	420,373	71,027	50,393	99,384	5,759	766,197	758,592	-	130,422	4,625	75
3	762,873	421,259	73,591	53,073	98,932	6,551	766,635	760,205	-	130,751	4,605	75
4	757,798	414,553	74,501	52,555	98,898	6,381	760,031	751,453	-	132,760	4,512	75
5	744,360	405,998	77,059	53,647	98,898	5,972	742,030	734,775	-	135,203	4,387	75
2019. 5	761,148	415,115	80,275	56,283	98,643	5,951	762,805	755,182	-	139,883	5,408	76

(注) 1 貯金のうち定期性は定期貯金・定期積金。
 2 借入金計は信用借入金・経済借入金。
 3 貸出金計は信用貸出金。

10. 金融機関別貸出金残高

(単位 億円、%)

		農 協	信 農 連	都市銀行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫	信用組合	
残	2017. 3	203,821	52,646	1,846,555	1,918,890	502,652	691,675	106,382	
	2018. 3	204,568	55,875	1,816,884	1,996,811	519,071	709,635	110,695	
	2019. 3	207,386	59,768	1,934,688	2,082,899	517,558	719,838	114,920	
	<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>								
	高	2019. 7	209,442	59,688	1,917,393	2,140,278	476,457	713,592	114,885
		8	209,859	60,475	1,911,774	2,146,976	477,498	715,636	115,450
		9	209,964	60,632	1,926,617	2,152,414	479,237	719,968	116,179
		10	210,115	61,671	1,915,480	2,154,842	478,288	716,750	116,045
		11	210,402	61,951	1,922,989	2,161,841	480,961	718,865	116,431
		12	209,622	62,625	1,935,829	2,174,482	486,120	724,668	117,386
		2020. 1	209,348	62,648	1,933,960	2,175,844	484,423	719,056	117,016
		2	209,942	62,723	1,933,070	2,180,347	486,002	720,874	117,412
3		211,038	63,300	1,967,169	2,192,275	489,890	726,752	118,549	
4		210,979	63,257	2,037,198	2,206,143	491,428	728,510	118,466	
5		212,392	63,958	2,095,619	2,233,805	498,099	739,405	119,827	
6		212,504	64,470	2,116,856	2,247,265	505,262	751,340	121,093	
7 P		214,039	65,041	2,099,520	2,261,937	510,189	761,914	122,212	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
前		2017. 3	△1.2	2.3	△0.4	3.9	3.2	2.7	3.4
	2018. 3	0.4	6.1	△1.6	4.1	3.3	2.6	4.1	
	2019. 3	1.4	7.0	6.5	4.3	△0.3	1.4	3.8	
<hr style="border-top: 1px dashed black;"/>									
同 月 比 増 減 率	2019. 7	1.8	6.8	1.4	5.6	△5.3	0.9	3.3	
	8	1.9	7.0	1.5	5.7	△5.1	1.1	3.5	
	9	1.9	6.2	1.0	5.3	△5.7	0.8	3.1	
	10	2.2	5.7	1.4	5.4	△5.5	1.0	3.2	
	11	2.2	5.9	1.0	5.3	△5.3	1.3	3.2	
	12	2.0	6.1	0.5	5.2	△5.3	1.0	3.0	
	2020. 1	1.9	5.9	1.5	5.4	△5.1	0.9	3.2	
	2	2.0	5.9	1.7	5.5	△5.0	1.3	3.3	
	3	1.8	5.9	1.7	5.3	△5.3	1.0	3.2	
	4	1.9	6.9	5.1	3.9	3.5	1.9	3.4	
	5	1.9	8.4	9.2	5.1	5.1	3.9	4.7	
	6	1.7	8.9	9.9	5.3	6.0	5.1	5.5	
	7 P	2.2	9.0	9.5	5.7	7.1	6.8	6.4	

(注) 1 表9 (注) に同じ。
 2 貸出金には金融機関貸付金を含まない。また農協は共済貸付金・公庫貸付金を含まない。
 3 ゆうちょ銀行の貸出金残高は、月次数値の公表が行われなくなったため、掲載をとりやめた。
 4 合併に伴い、第二地方銀行の残高が、地方銀行に繰り入れられたことによる計数の影響がある。

ホームページ「東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）」のお知らせ

農中総研では、全中・全漁連・全森連と連携し、東日本大震災からの復旧・復興に農林漁業協同組合（農協・漁協・森林組合）が各地域においてどのように取り組んでいるかの情報を、過去・現在・未来にわたって記録し集積し続けるために、ホームページ「農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～」を2012年3月に開設しました。

東日本大震災は、過去の大災害と比べ、①東北から関東にかけて約600kmにおよぶ太平洋沿岸の各市町村が地震被害に加え大津波の来襲による壊滅的な被害を受けたこと、②さらに福島原発事故による原子力災害が原発近隣地区への深刻な影響をはじめ、広範囲に被害をもたらしていること、に際立った特徴があります。それゆえ、阪神・淡路大震災で復興に10年以上を費やしたことを鑑みても、さらにそれ以上の長期にわたる復興の取組みが必要になることが予想されます。

被災地ごとに被害の実態は異なり、それぞれの地域の実態に合わせた地域ごとの取組みがあります。また、福島原発事故による被害の複雑性は、復興の形態をより多様なものにしています。

こうした状況を踏まえ、本ホームページにおいて、地域ごとの復興への農林漁業協同組合の取組みと全国からの支援活動を記録し集積することにより、その記録を将来に残すと同時に、情報の共有化を図ることで、復興の取組みに少しでも貢献できれば幸いです。

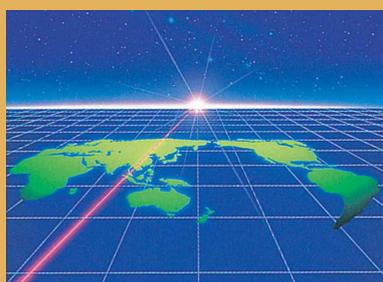
（2020年9月20日現在、掲載情報タイトル4,279件）

The screenshot shows the homepage of the website. At the top, there is a header with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録 東日本大震災アーカイブズ' and a search bar. Below the header, there are four main navigation tabs: 'HOME', '内容から探す', '都道府県から探す', '情報提供組織から探す', and '詳細検索'. The 'HOME' tab is selected. Below the navigation tabs, there is a main content area with the title '農林漁業協同組合の復興への取組み記録～東日本大震災アーカイブズ（現在進行形）～'. The main content area contains a brief introduction and a 'ご利用上の注意' button. Below the main content area, there are four featured sections: '被災状況', '支援活動', '復旧・復興への取組み', and '原発関連'. At the bottom of the page, there is a '更新情報' section with a 'すべて' button and a 'お知らせ' section with a 'お知らせ一覧' button. The URL 'http://www.quake-coop-japan.org/' is displayed at the bottom left of the screenshot.

本誌に対するご意見・ご感想をお寄せください。

送り先 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 農林中金総合研究所
FAX 03-3351-1159
Eメール norinkinyu@nochuri.co.jp

本誌に掲載の論文、資料、データ等の無断転載を禁止いたします。



農林金融

THE NORIN KINYU
Monthly Review of Agriculture, Forestry and Fishery Finance

2020年10月号第73巻第10号〈通巻896号〉10月1日発行

編集

株式会社 農林中金総合研究所 / 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-27-11 代表TEL 03-6362-7700

編集TEL 03-6362-7781 FAX 03-3351-1159

URL : <https://www.nochuri.co.jp/>

発行

農林中央金庫 / 〒100-8420 東京都千代田区有楽町1-13-2

印刷所

永井印刷工業株式会社